昭27. 3. 11.

官報

主要目次

政令
○終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正　一六五頁
○警察予備隊令施行令等の一部改正　一六五
○警察法施行令の一部改正　一六六
條約
○千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約　一六六
省令
○学校基本調査規則　一六八
○学校衛生統計調査規則　一六九
○保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部改正　一七〇
○外国郵便規則の一部改正　一七〇
省令、本部令
○外国郵便料金規則の一部改正　一七〇
告示
○連合国財産の譲渡命令　一七〇
○昭和二十四年統計委員会告示第一号中追加　一七〇
○無線従事者国家試験及び免許規則による四月期（定期）試験施行　一七五
○連合国財産の引渡命令　一七六
○運輸審議会の決定（東武鉄道株式会社（鋼索線）ほか七社の旅客運賃改訂について）　一七八
○航空書簡の料金引下げに伴う、公衆手持の六十二円の航空書簡の取扱　一七九
訓令
○学校基本調査実施要領　一八一
○学校衛生統計調査実施要領　一八一
官庁事項
○昭和二十六年度第二・四半期中における予算使用の状況報告　一八三

政令

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十一号

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第二條第四項の規定に基き、この政令を制定する。

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令（昭和二十四年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

大蔵省の項定数の欄中「一、二三三」を「九六〇」に、「一、二六一」を「九八八」に改める。

合計の項中「二、七四三」を「二、四七〇」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人

警察予備隊令施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十二号

警察予備隊令施行令等の一部を改正する政令

内閣は、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）第八條第四項の規定に基き、この政令を制定する。

（警察予備隊令施行令の一部改正）

第一條　警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「警察士長」を「三等警察正」に、「二等警察士」を「二等警察士三等警察士」に改める。

第五條但書を次のように改める。

但し、三等警察士以上の警察官の候補者として採用された一等警察士補等については、この限りでない。

第五條に次の一項を加える。

2　前項本文の一等警察士補等が二年を経過した場合において、志願をしたときは、長官の定めるところにより、引き続いて任用されることができる。

第二十二條第二項中「一等警察士及び二等警察士」を「一等警察士、二等警察士及び三等警察士」に改める。

第二十三條第一項及び第二十三條の二第二項中「二等警察士以上」を「三等警察士以上」に改める。

別表第一夏服上衣の項中「警察士長、一等警察士及び二等警察士」を「三等警察正、一等警察士、二等警察士及び三等警察士」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

警察予備隊警察官俸給表

階級	俸給日額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
警察監 甲	円 一、七〇〇	円 一、八五〇	円 二、〇〇〇	円	円	円	円	円	円	円
警察監 乙	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、四五〇	一、四五〇				
警察監補	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇			
一等警察正	八九〇	九三〇	九七〇	一、〇一〇	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	
二等警察正	七六〇	七九〇	八二〇	八五〇	八九〇	九三〇	九七〇			
三等警察正	六四〇	六七〇	七〇〇	七三〇	七六〇	七九〇	八二〇			
一等警察士	五三〇	五五〇	五七〇	五九〇	六一〇	六四〇	六七〇	七〇〇	七三〇	
二等警察士	四五〇	四六五	四八〇	四九五	五一〇	五三〇	五五〇	五七〇		
三等警察士	三七五	三九〇	四〇五	四二〇	四三五	四五〇	四六五	四八〇	四九五	五一〇
一等警察士補	三〇〇	三一〇	三二〇	三三五	三五〇	三六五	三八〇	三九五		
二等警察士補	二六五	二七五	二八五	二九五	三〇五					
三等警察士補	二三五	二四五	二五五	二六五	二七五					
警査長	二一〇	二一五	二二〇	二二五	二三〇					
一等警査	一九〇	一九五	二〇〇	二〇五	二一〇					
二等警査	一七〇	一七五	一八〇	一八五	一九〇					

備考

警察監の甲及び乙の区分は、総理府令で定める。

（警察予備隊の職員の初任給及び昇給に関する政令の一部改正）

第二條　警察予備隊の職員の初任給及び昇給に関する政令（昭和二十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「二等警察士以上」を「三等警察士以上」に改める。

第五條第三項第二号を次のように改める。

二　三等警察士、二等警察士、一等警察士、三等警察正及び二等警察正にあつては、九月以上

第六條に次の一項を加える。

3　一等警察士補以下の警察官が、三等警察士以上に昇任した場合における第一項の規定の適用については、同項中「昇任の直前に受けていた俸給日額」とあるのは、「昇任の直前に受けていた俸給日額に八十五円（警察予備隊令施行令第五條第一項但書の規定に該当する者にあつては六十五円）を加えた金額」とし、三等警察士以上の警察官が一等警察士補以下に降任した場合における第二項の規定の適用については、同項中「降任の直前に受けていた俸給日額」とあるのは、「降任の直前に受けていた俸給日額から八十五円（警察予備隊令施行令第五條第一項但書の規定に該当する者にあつては六十五円）を減じた金額」とする。

附則

1　この政令は、公布の日から施行する。

毎日文庫
明治三十一日第三種郵便物認可

昭27. 3. 11. 第7551号

2　この政令施行の際、現に警察士長の階級にある者は、改正後の警察予備隊令施行令第三條に規定する三等警察正に任命されたものとし、この者が三等警察正として受けるべき俸給の号俸は、従前この者が受けていた改正前の警察予備隊令施行令別表第三に掲げる警察士長の俸給の号俸によるものとする。

3　前項の警察官に対する改正後の警察予備隊の職員の初任給及び昇給に関する政令第五條第三項の規定の適用については、これらの者がこの政令施行の日の前日まで引き続き同日現在における号俸を受けていた期間は、同項に規定する期間に通算するものとする。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十三年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県の項宮城郡の部中「多賀城村」を「多賀城町」に改める。

同表青森県の項南津軽郡の部中「蔵館村」を「蔵館町」に改める。

同表東京都の項中「三鷗市」の下に「青梅市」を加え、同項北多摩郡の部中「谷保村」を「国立町」に改め、同項西多摩郡の部中「青梅町」を削る。

同表千葉県の項東葛飾郡の部中「流山町」を「江戸川町」に改める。

同表群馬県の項榛原郡の部中「吉田村」を「吉田町」に改め、同項周智郡の部中「水窪町」を削り、同項磐田郡の部中「福田町」の下に「水窪町」を加える。

同表山梨県の項南巨摩郡の部中「増穂村」を「増穂町」に改める。

同表大阪府の項泉南郡の部中「熊取村」を「熊取町」に改める。

同表兵庫県の項加古郡の部中「別府町」を削る。

同表広島県の項安芸郡の部中「江田島村」を「江田島町」に改める。

同表岡山県の項中「児島市」の下に「玉島市」を加え、同項浅口郡の部中「玉島町」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂

條　約

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

條約第四号

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約

ドイツ、アルゼンティン共和国、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中国、コスタ・リカ共和国、キュバ共和国、デンマーク、スペイン、合衆国、フィンランド、フランス、アフリカの殖民地、マダガスカル、グレート・ブリテン及び南アフリカ連邦、カナダ、オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド、インド、ギリシャ、ハイティ共和国、イタリア並びにエリトレア、キレナイカ、トリポリ及びソマリの殖民地、日本国、ルクセンブルグ、モロッコ、ノールウェー、パナマ共和国、オランダ及びオランダ領インドの殖民地、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スイス、チェッコスロヴァキア共和国、テュニス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグァイ並びにユーゴースラヴィア

前記の国の政府の全権委員たる下名は、次の規定を協定した。

第一條

締約国は、所在地をパリとする国際冷凍協会を維持且つ存続させることを約束する。

次のものは、この條約で定めた権利を享有し且つ義務を遵守する構成員の資格において、国際冷凍協会に所属する。

一　締約国並びにその海外領土及び殖民地で締約国がこの條約の署名に当つて指定し且つ前掲の表に記載されているもの。

二　この條約の当事国でない国並びに前掲の表に記載されていない海外領土及び殖民地。但し、当該国が本国のために又は海外領土若しくは殖民地のために前記の條約に加入し、且つ、国際冷凍協会に対する新構成員の加盟の承認が第五條に規定した執行委員会により当該執行委員会に代表者を出している国、自治領又は殖民地の三分の二の多数をもつて決定された場合に限る。加盟申請は、協会の事務局長にあてて行うものとし、第九條に定める條件において協会の費用を年次分担金として支払う約束を包含するものとする。加盟の承認が決定されたときは、事務局長は、それをフランス共和国外務大臣に通知し、同外務大臣は、それをすべての加入政府に通告する。

第二條

冷凍の科学及び工業に貢献した法人又は私人並びに国際冷凍協会に対する篤志者は、執行委員会の決定によつて協会の名誉会員の称号を受けることができる。

第三條

協会は、その事業を国際的分野に局限し、次の主要目的をもつ。

一　冷凍の科学及び実地に関する教育と冷凍の部門における科学的又は技術的な研究及び調査の進歩及び普及とを促進すること。

二　腐敗しやすい物の保存、運送及び分配に関する問題の最良の解決方法の研究を促進すること。

三　生産、流通及び消費の三点から見た冷凍物の世界的状況を、公にされた資料の出所を示して、周知させること。

四　冷凍の生成及び利用に関する科学上、技術上及び経済上のすべての資料及び文書を、刊行のために、収集すること。

五　冷凍工業に関係のあるあらゆる種類の法令、規則及び資料を、研究のために、収集すること並びに、必要があるときは、冷凍の応用により利益を受ける生産物の国際的流通に関する規則の改善及び統一に資する措置を、各政府の同意を得るために提案すること。

六　国際冷凍会議を開催すること。

七　協会の事業計画の実現を確保するために科学上及び産業上の関係団体と常に連絡を保つこと。

特定の一国の経済的利益、立法及び行政に関するすべての問題は、国際冷凍協会の権限から除外する。

第四條

国際冷凍協会は、協会の構成員が指定した代表者からなる総会の権威及び監督の下にあるものとする。正式の代表者を任命することを望まない構成員は、正式代表者に代つて自国を代表すべき適当な団体を国際冷凍協会に承認させることができる。

総会における協会の各構成員の代表者の数は、協会の費用に対する構成員の分担金を規定するこの條約の第九條によつて定めた数とする。総会における代表者で会合に出席することができないものは、総会における代表者の一人に対し代理権を與える権利を有する。

総会は、少くとも四年ごとに一回会合する。総会の議長は、第十條に定める各五年の期間に相応する五年を任期として、多数決で選挙される。

第五條

国際冷凍協会の執行権は、執行委員会に委任する。執行委員会は、総会の指揮監督の下に、総会の決議を執行し、且つ、総会に提出する提案を作成する。

執行委員会は、協会の構成員の権限ある当局が指定した委員で組織する。協会の各構成員は、執行委員会に一人のみの代表者を出すものとする。

この條約の第七條に規定する国際委員会の委員長は、執行委員会に出席して発言する権利を有する。

執行委員会は、少くとも毎年一回会合する。この委員会は、総会の決定を執行する任務を有する。この委員会は、協会の事務処理についてすべての監督を行う。この委員会は、総会及び執行委員会の事務総長の機能を行う事務局長を無記名投票で任命する。この委員会は、人事に関する規則及び協会の運営に必要なすべての規定を定める。

執行委員会の委員で会合に出席することができないものは、この委員会の委員の一人に対し代理権を與える権利を有する。

会期と会則の問においては、執行委員会は、総会の権限を有する。但し、同委員会の決定が総会によつて承認されることを條件とする。

すべての場合において、決定は、出席し又は代理された委員の三分の二の多数によるときにのみ有効とする。

執行委員会は、その委員の中から、委員長一人及び副委員長六人からなる経理事会並びに委員十五人からなる経理委員会を選定する。経理委員会は、特に、予算を作成すること及び協会の財政状態に関する年次報告を提出することを任務とする。

経理委員会の監督の下に、事務局長は、支出を命じ、且つ、収入を管理する。事務局長は、すべての領収証及び受領証に署名し、且つ、協会のために、すべての手形、証券又は小切手の支払、引受、裏書又は振出を行う。

総会の議長は、顧問の資格で、執行委員会及び経理委員会の会合に出席することができる。

第六條

協会の運営は、執行委員会が任命した事務局長を含む有給職員及び協会の運営に必要な者によつて確保される。

各種の使用人の任免は、事務局長によつて行われる。事務局長は、この任免について執行委員会に対して責任を負うものとする。

第七條

この條約の第三條に規定した研究は、総会がその数及び職務を定める国際委員会又は総会が任命する専門家によつて計画され、且つ、遂行される。

これらの研究は、すべての分野における冷凍の生成及び利用に関連する問題、特に次のことに関連する問題について行われる。

低温度を得ること。

冷凍の材料及び設備

冷凍の産業的応用

運送

法制

教育

一般経済及び統計

前記の委員会のおのおのの委員長は、総会によつて選定され、且つ、総会に対して報告者の任に当る。

各委員会の組織は、この條約の当事国の冷凍協会又は他の科学上若しくは工業上の団体が表わした希望を考慮し、各委員会の委員長の提案に基いて執行委員会が定める。

第八條

国際委員会の業績及びこの條約の第三條によつて協会の中央事務局が収集したあらゆる種類の資料は、会報で公表する。正式の会報は、英語及びフランス語で作成する。但し、関係国の要請があるときは、協会の経常費及び特別費の範囲内で、この條約のいずれの当事国の国語による版も、公にすることができる。

会報の無料頒布は、この條約のすべての当事国に対して、その所属する等級に応じて総会が定めた割合で行われる。

第九條

協会の運営に必要な費用は、次の収入でまかなわれる。

一　協会の運営に参加することを受諾した協会の構成員の年次分担金。年次分担金は、自由に流通するいかなる通貨によつても支払うことができるものとし、次の等級に従つて、重量三十一分の十グラムで純分〇・九〇〇の金フランによつて定められる。

等級	金フランによる年次分担金	総会及び執行委員会における構成員の投票権数
一級	四、八〇〇	六
二級	三、六〇〇	五
三級	二、四〇〇	四
四級	一、六〇〇	三
五級	八〇〇	二
六級	四〇〇	一

二　執行委員会が定めた條件によつて行う会報の予約販売及び協会の刊行物の販売から生ずる収入

三　寄附金、贈與及び遺贈で特にこの條約の第二條の適用により適法に協会に帰属するもの

各締約国の分担割当額は、毎年、年の始めに、フランス共和国外務省の仲介によつて協会の事務局長に払い込まなければならない。

第十條

この條約は、十年の期間について締結される。この期間が経過した時は、この條約は、その後五年ずつの期間について暗黙に更新される。協会の各構成員は、少くとも一年の予告によつて、各期間の経過後に協会から脱退し又は所属している等級を変更する権利を有する。

後に加盟を承認される各構成員は、最初の十年の期間の前半において加盟を承認される場合には、最初の十年の期間が経過するまで拘束される。そうでない場合には、加盟を承認された時の属する期間に続く五年の期間が経過するまで拘束される。

第十一條

この條約は、批准されなければならない。各国は、なるべくすみやかに批准書をフランス政府に寄託し、同政府は、この寄託を他の署名国に通知するものとする。

批准書は、フランス政府の記録に寄託保存される。

この條約は、各署名国が批准書を寄託した日から当該署名国に対して効力を生ずる。

以上の証拠として、良好妥当と認められた全権委任状を有する次の全権委員は、この條約に署名した。

千九百三十七年五月三十一日にパリで作成した。

ドイツ
ヨハンネス・グラフ・フォン・ヴェルツェック(印)
アルゼンティン共和国
テー・アー・ル・ブルトン(印)
ベルギー
ド・ケルショーヴ伯爵(印)
ブラジル
政府の承認を條件として
エル・エム・デ・ソウサ＝ダンタス(印)
ブルガリア
シー・パトロフ(印)
中国
ヴィー・ケー・ウェリントン・クー(印)
コスタ・リカ共和国
キュバ共和国
ホセ・ルネ・モラレス(印)
デンマーク
ティー・ブル(印)
スペイン
合衆国
フィンランド
ハリ・ホルマ(印)
フランス
イヴォン・デルボス(印)
アルジェリー
イヴォン・デルボス(印)
フランス領西部アフリカの殖民地及びマダガスカル
イヴォン・デルボス(印)
グレート・ブリテン及びインド
この條約に署名するに当り、
一　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のため、並びに
二　インドのために
私は、次のとおり宣言する。
一　私の署名は、千九百四十年六月二十一日以後少くとも一年の予告によつて協会から脱退する権利を留保して行われる。

二　グレート・ブリテン、北部アイルランド及びグレート・ブリテン海外領土皇帝インド皇帝陛下とこの條約を批准する他の締約国との関係においては、この條約は、㈠グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び㈡インドについての批准書の寄託の日から千九百二十年六月二十一日の條約に代る。

ロイド・トーマス(印)
オーストラリア連邦
ロイド・トーマス(印)
南アフリカ連邦
エリック・エイチ・ラウウ(印)
カナダ
ニュー・ジーランド
ディー・ジェー・ジョーダン(印)
ギリシャ
エヌ・ポリティス(印)
ハイティ共和国
イタリア
ヴィー・チェルティ(印)
エリトレア、キレナイカ、トリポリ及びソマリのイタリア殖民地
ヴィー・チェルティ(印)
日本国
三谷隆信(印)
ルクセンブルグ
フンク(印)
モロッコ
ノールウェー
グロンヴォルド(印)
パナマ共和国
オランダ及びオランダ領インド
ジェー・ルドン(印)
ペルー
ポーランド
ジェー・ルカシェヴィッチ(印)
ポルトガル
ルーマニア
シー・セシアノ(印)
スウェーデン
イー・ヘニングス(印)
スイス
デュナン(印)
チェッコスロヴァキア共和国
ステファン・オススキー(印)
テュニス
トロネ(印)
ソヴィエト社会主義共和国連邦
ウージェーヌ・ヒルシュフェルト(印)
ウルグアイ
パブロ・ペナンド(印)
ユーゴースラヴィア
ボジダール・ポウリッチ(印)

省　令

外務大臣　吉田　茂
文部大臣　天野　貞祐
農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

◉文部省令第四号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條第二項の規定に基き、学校基本調査規則を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

文部大臣　天野　貞祐

学校基本調査規則

(趣旨)

第一條　統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二條の規定により指定統計として指定を受けた学校基本調査(指定統計第十三号)の作成に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二條　学校基本調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第三條　この省令で「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條の学校、同法第八十三條の各種学校及び同法第九十八條の従前の規定による学校をいう。

2　この省令で「教員」とは、前項の学校の学長、校長(園長を含む。)、教授、助教授、助手、講師、教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。

3　この省令で「不就学学齢児童生徒」とは、学校教育法第二十二條の規定による学齢児童及び同法第三十九條の規定による学齢生徒で就学していないものをいう。

(調査の範囲及び区分)

第四條　学校基本調査は、学校、附属図書館等(附属図書館、附属研究所、附属の教育施設及び研究施設をいう。以下同じ。)及び不就学学齢児童生徒について次の区分によつて行う。

一　学校調査　毎年五月一日現在(但し、第五條第一号11及び12については、毎学年度間)
二　学校人口調査　毎年十月一日現在
三　不就学学齢児童生徒調査　毎年十月一日現在
四　学校施設調査　毎年五月一日現在(但し、第五條第四号5については、毎学年度間)
五　学校経費調査　毎会計年度間
六　附属図書館等調査　毎年五月一日現在(但し、第五條第六号5については、毎学年度間)

(調査事項)

第五條　学校基本調査は、前條の区分により次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

一　学校調査
1　設置者
2　本校又は分校別
3　学校名
4　所在地
5　通常の課程及び定時制の課程の別
6　学級又は組の数
7　学部及び学科別
8　教員及び職員数
9　学生生徒児童幼児数
10　入学者数
11　卒業者数
12　児童、生徒の出席状況及び異動状況
二　学校人口調査
1　年齢別学生、生徒、児童及び幼児数
三　不就学学齢児童生徒調査
1　事由別不就学学齢児童生徒数
四　学校施設調査
1　用途別土地面積
2　構造別建物面積
3　用途別建物面積
4　建築経過年数別建物面積
5　建物の災害面積
6　設備
五　学校経費調査
1　経費及び財源区分
六　附属図書館等調査
1　名称
2　所在地
3　教員数及び職員数
4　用途別土地及び建物面積
5　事業状況

(報告又は申告義務)

第六條　都道府県知事、都道府県教育委員会、市町村長(特別区を含む。以下同じ。)、市町村教育委員会(市町村教育委員会が設置されていないときは、当該市町村長。以下同じ。)市町村の組合の管理者、私立学校の設置者及び学校の長は、前條各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部大臣が直接又は都道府県を通して配付する調査票によつて報告し、又は申告しなければならない。

一　都道府県知事は、当該都道府県内の学校について前條第五号の事項

二　都道府県教育委員会は、当該都道府県の設置する学校について前條第四号の事項及び当該都道府県内の学校について同條第五号の事項

三　市町村教育委員会は、前條第三号の事項及び当該市町村の設置する学校について同條第四号の事項

四　市町村長及び市町村教育委員会は、当該市町村内の学校について前條第五号の事項

五　市町村の組合の管理者は、当該組合立学校について前條第三号及び第四号の事項

六　私立の高等学校、中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校の設置者は、前條第四号及び第五号の事項

七　大学、国立高等学校、国立大学附属の学校及び従前の規定による学校の長は、前條各号の事項のうち、第三号を除くすべての事項

八　公立及び私立の高等学校、中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校の長は、前條第一号及び第二号の事項

2　第一項の調査票の様式は、文部大臣が定める。

(報告又は申告の方法)

第七條　前條の報告又は申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名押印の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

一　大学、国立高等学校、国立大学附属の学校及び従前の規定による学校の長は、別に定める期日までに調査票各一部を文部大臣に提出する。

二　都道府県立学校の長、市町村立、市町村の組合立及び私立の高等学校の長、私立高等学校の設置者及び都道府県教育委員会は、都道府県知事の定める期日までに調査票各三部を都道府県知事に提出する。

三　前二号に掲げる項外の学校の長、私立のこれらの学校の設置者及び市町村教育委員会は、都道府県知事の定める期日までに調査票各三部を市町村長に提出する。但し、市町村の組合の設置する学校の長にあつては、当該組合の管理者に提出する。

2　前項第一号に規定する学校のうち、附属図書館等を置く学校の長は、同号の規定により調査票を提出する際、これらの施設の調査票各一部をあわせて提出しなければならない。

3　市町村長及び市町村の組合の管理者は、第一項第三号の規定により提出された調査票及び自ら作成した調査票各三部を整理審査して、都道府県知事の定める期日までに都道府県知事に提出しなければならない。

4　第一項第二号、第三号及び前項の場合において、都道府県知事は、必要と認めるときは、文部大臣の承認を得て調査票提出の系統を変更することができる。

(調査票及び集計表の提出)

第八條　都道府県知事は、前條の規定により提出された調査票及び自ら作成した調査票のうち、集計表を作成し、調査票のうち、一部を保管し及び一部を集計表とともに文部大臣が指定する期日までに文部大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前條の規定により提出された調査票一部を当該都道府県教育委員会へ送付するものとする。

(調査結果の公表)

第九條　都道府県知事は、当該都道府県についての学校基本調査の結果を文部大臣の公表以前に公表することができる。但し、この場合においては、文部大臣の公表が確定数であることを附記しなければならない。

(統計事務職員)

第十條　文部大臣及び都道府県知事は、統計法第十條第三項但書の規定により、同條第一項及び第二項に規定する者以外の者も学校基本調査に従事させることができる。

(教育委員会の協力)

第十一條　学校基本調査の実施にあたつては、統計法第十七條の規定により、都道府県知事は、教育委員会に協力を求めることができる。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　学校基本調査規則(昭和二十三年文部省令第七号)は、廃止する。

◉文部省令第五号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條第二項の規定に基き、学校衛生統計調査規則を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

文部大臣　天野　貞祐

学校衛生統計調査規則

(趣旨)

第一條　統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二條の規定により指定統計として指定を受けた学校衛生統計(指定統計第十七号)を作成するための調査(以下「学校衛生統計調査」という。)の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二條　学校衛生統計調査は、学生、生徒、児童及び教員の発育及び健康の状態について調査し、学校衛生行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第三條　この省令で「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める小学校、中学校、高等学校及び大学並びに同法第九十八條に定める従前の規定による学校をいう。

2　この省令で「教員」とは、前項の学校の学長、校長、教授、助教授、助手、講師、教諭、助教諭、養護教諭及び養護助教諭をいう。

(調査の範囲)

第四條　学校衛生統計調査は、毎年、全部又は文部大臣が指定する一部の学校について、全部又は文部大臣が指定する一部の学生、生徒、児童及び教員について行う。この場合において、分校を置く高等学校については、本校及び分校をそれぞれ独立した一校とみなす。

(調査方法及び調査事項)

第五條　学校衛生統計調査は、学校身体検査規程(昭和二十四年文部省令第七号)による学徒身体検査及び職員身体検査の結果に基き、次に掲げる事項について行う。

一　学生、生徒及び児童
1　身長
2　体重
3　胸囲
4　坐高
5　栄養要注意者
6　せき柱異常
7　胸郭異常
8　屈折異常(近視、遠視、乱視)
9　弱視(両眼)
10　色神異常
11　トラホーム
12　難聴(両耳)
13　中耳炎及び乳様突起炎
14　鼻及びいん頭疾患(鼻の疾患、アデノイド、扁桃せん肥大)
15　伝染性皮膚疾患
16　うち癬
17　結核性疾患(呼吸器系の結核、その他の結核)
18　その他の疾病及び異常(精神薄弱、身体虚弱、運動障害)
19　ツベルクリン皮内反応成績
20　寄生虫卵保有者
21　要養護者
二　教員
1　ツベルクリン皮内反応成績
2　結核性疾患(呼吸器系の結核、その他の結核)

(報告又は申告義務)

第六條　学校の長は、前條に掲げる事項について、文部大臣が直接又は都道府県知事を通じて配付する調査票によつて報告し、又は申告しなければならない。

2　前項の調査票は、学校集計表、学校調査票及び個人調査票とし、これらの様式は文部大臣が定める。

(報告又は申告の方法)

第七條　前條の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名押印の上、次の各号の区分によりこれを提出することによつて行うものとする。

一　大学及び従前の規定による学校の長は、文部大臣の指定する期日までに、学校集計表一部を文部大臣に提出する。

二　前号以外の学校(国立大学附属の学校を含む。)の長は、都道府県知事の指定する期日までに、学校調査票二部及び別に定める様式による学校要計表一部を添えて個人調査票一部を都道府県知事に提出する。

2　前項第二号の規定による場合において、都道府県知事は、必要と認めるときは、文部大臣の承認を得て調査票提出の系統を変更することができる。

(調査票及び集計表の提出)

第八條　都道府県知事は、前條第二号の規定により提出された調査票及び学校要計表を審査し、文部大臣の定める様式により学校調査票に基く都道府県集計表を作成し、学校調査票、個人調査票及び学校要計表とともに各一部を文部大臣が指定する期日までに文部大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前條第二号の規定により提出された学校調査票一部を保管しなければならない。

(調査結果の公表)

第九條　都道府県知事は、当該都道府県についての学校衛生統計調査結果を文部大臣の公表以前に公表することができる。但し、この場合においては、文部大臣の公表が確定数であることを附記しなければならない。

(統計事務職員)

第十條　文部大臣及び都道府県知事は、統計法第十條第三項但書の規定により、同條第一項及び第二項に規定する者以外の者も学校衛生統計調査に従事させることができる。

(教育委員会の協力)

第十一條　学校衛生統計調査の実施にあたつては、統計法第十七條の規定により、都道府県知事は、教育委員会に協力を求めることができる。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　学校衛生統計調査規則(昭和二十三年文部省令第八号)は、廃止する。

◎厚生省令第七号

保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

厚生大臣　吉武　恵市

保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部を改正する省令

保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を附則第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項、第三項又は前項の者が、法第七條の規定により、厚生大臣の免許を受けようとするときは、第一條に規定する申請書及び書類の外、保健婦免状の写、助産婦名簿の謄本又は看護婦免状の写を提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎郵政省令第三号

外国郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

外国郵便規則の一部を改正する省令

外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「縦九センチメートル五、横十四センチメートル六」を「縦八センチメートル八、横十四センチメートル」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

省令
本部令

◎郵政省令
経済安定本部令第三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十三條の規定に基き、外国郵便料金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作
経済安定本部総裁　吉田　茂

外国郵便料金規則の一部を改正する命令

外国郵便料金規則（昭和二十三年総理庁令第一号）の一部を次のように逓信省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七條の三中「六十二円」を「五十円」に改める。

第七條の四中「三十六円」を「二十一円」に改める。

別表の一の一部を次のように改める。

12　ベルギー国の項第(6)欄を次のように改める。

440	
700	
880	
1165	
1345	
1820	
2000	
2180	
2360	
2540	

20　ブルネイ（保護領）の項第(5)欄及び第(6)欄をそれぞれ次のように改める。

1	220
2	345
3	345
4	480
5	480

52　インドのフランス領植民地の項第(5)欄及び第(6)欄をそれぞれ次のように改める。

1	325
2	510
3	510
4	735
5	735

100　ネパールの項第(5)欄及び第(6)欄をそれぞれ次のように改める。

1	325
2	510
3	510
4	735
5	735

108　北ボルネオの項第(5)欄及び第(6)欄をそれぞれ次のように改める。

1	220
2	345
3	345
4	480
5	480

135　サラワク（保護領）の項第(5)欄及び第(6)欄をそれぞれ次のように改める。

1	220
2	345
3	345
4	480
5	480

2　ベルギー国の項第(7)欄を次のように改める。

365
465
470
590

附　則

この命令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

告　示

◎総理府告示第六十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、武者小路公久（東京都渋谷区原宿三丁目三百四十五番地）及び長井貞義（東京都渋谷区金王町十一番地）に対し、その共有する左に掲げる財産を昭和二十七年三月十五日に、エドウイン・エル・ネービル（東京都港区麻布鼠笛町六十七番地）に譲渡することを命じた。

昭和二十七年三月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

一	種類	数量	所在地
一	土地（保安林）	四反一畝二十歩	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字川越石千三百五十番地の二
二	土地（宅地）	二百五十五坪	同所同番地の三
三	建物（家屋番号軽井沢第六十五番）	一棟総坪五十九坪六合五百二十二点	同所同番地
四	動産		同所同番地

◎総理府告示第六十六号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年三月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　返還請求権者の住所氏名

東京都千代田区九段二丁目六番地の三　エルマー・イー・ウエルティー方

エルマー・イー・ウエルティー方　ウイリアム・ビー・スペンサー

二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数

一　一台

三　返還期日

昭和二十七年三月三十日

四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所

(一)東京都千代田区九段二丁目六番地の三　エルマー・イー・ウエルティー方

五　返還請求に係る電話加入権の現在における状態

電話番号　加入者の住所氏名

(一)横浜本局三七五一　大阪市東区本町二丁目三十六番地　伊藤忠商事株式会社

(二)一三二〇　横浜市中区山下町四十五番地　ウイリアム・ビー・スペンサー

敵産管理人　朝日信託銀行株式会社（旧三菱信託株式会社）

六　その他参考となる事項

(一)政府所有の電話施設として左の増設電話機を返還請求権者に提供し、その装置料は返還請求権者から納付せしめること。

種類　数量　装置場所

乙種増設電話機　二個　東京都千代田区九段二丁目六番地の三　エルマー・イー・ウエルティー方

(二)本通知に基き政府所有の電話施設を提供した後は、「横浜本局一三二〇二」の電話加入権は消滅するものとする。

◎統計委員会告示第六号

昭和二十四年統計委員会告示第一号中「指定統計第四十七号」の次に左の通り加える。

昭和二十七年三月十一日

統計委員会委員長　大内　兵衛

指定統計第四十八号　薬事工業生産動態統計調査　厚生大臣

指定統計第四十九号　非鉄金属等需給動態統計　通商産業大臣

指定統計第五十号　柳川町常住人口調査　柳川町長

◎電波監理委員会告示第九百六十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十六号第丸無線局の呼出名称及び周波数は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「はやぶさまる」を「しゆんしせんはやぶさまる」に改める。

第十項中「A一　二、六五〇kc」の次に「A三　一、九四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第九百六十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二百七十六号第五十七彦衛丸無線局の船名、呼出名称及び空中線電力は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「第五十七彦衛丸」を「彦衛丸」に改める。

第九項中「こしゆうななひこえまる」を「ひこえまる」に、「A一　四〇〇W　A二　三〇〇W　A三　二〇〇W」を「A一、A二、A三　四〇〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第九百六十八号

相模丸無線局のレーダーの設備を、昭和二十六年六月十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六七九号

二　免許人の名称　神奈川県

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　神奈川県三崎漁業指導監督用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行及び漁業の指導監督に関する事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

但し、無線電信については無期限

八　設置場所　相模丸（主たる停泊港　三崎）

九　呼出符号及び呼出名称　JBUR　かながわけんさがみまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

	型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
第一装置	A一	三七〇kc	水晶発振	A一、A二、A三
	A二	四二五kc		
	A一	五〇〇kc		
	A二	五七〇kc		
	A三	八〇〇kc		
第二装置	A一	八五〇kc		
	A二	九〇〇kc		
	A三	九五〇kc		
	A一	一、六二〇kc		
	A二	一、七〇〇kc		
	A三	二、四〇〇kc		
	A一	二、八五〇kc		
	A二	三、五〇〇kc		
	A三	四、五〇〇kc		
	A一	五、七〇〇kc		
	A二	八、三五〇kc		
	A三	二、四四〇kc		
	A一	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン

十二　運用許容時間　常時

十三　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◎電波監理委員会告示第九百六十九号

白鳥丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年九月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三〇九五号

二　免許人の名称　琵琶湖汽船株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　水運事業に使用するため、移動業務を行う。

五　通信の相手方　琵琶湖汽船株式会社所属船舶局、大津海岸局

六　通信事項　船舶の航行及び旅客の輸送に関する事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　白鳥丸（主たる停泊港　大津）

九　呼出名称　はくちようまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、五四五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第九百七十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千七十一号瑞穂丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年九月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中、空中線電力「A一、A二　五〇〇W　A一　二五〇〇W」を「A一、A二、A三　五〇〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第九百七十一号

第十一　五水丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六一八号

二　免許人の名称　五洋水産株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

但し、無線電信については無期限

八　設置場所　第十一　五水丸（主たる停泊港　三崎）

九　呼出符号及び呼出名称　JJGL　だいじゆういちごすいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五ke　四二五ke　五〇〇ke　五七〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六五〇ke　九〇〇ke　九五〇ke　一一〇〇ke　一一五〇ke　一二〇〇ke　一六〇〇ke　一六二〇ke　一九五〇ke　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　三〇〇W　A二　三〇〇W　A三　一五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十二号

辰巳丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三一二四号

二　免許人の名称　土佐商船株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　土佐商船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局

六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　長崎丸（主たる停泊港　神戸）

九　呼出符号　JNAC

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五ke　四二五ke　四〇〇ke　五〇〇ke　主発振　リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十三号

第四十六大漁丸無線局の免許人は、昭和二十六年十月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六四〇四号

二　免許人の名称　北海漁業株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行及び電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

但し、無線電信については無期限

八　設置場所　第四十六大漁丸（主たる停泊港　長崎）

九　呼出符号及び呼出名称　JFRP　だいしじゆうろくだいりようまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五ke　四二五ke　五〇〇ke　五七〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六五〇ke　九〇〇ke　九五〇ke　一一〇〇ke　一一五〇ke　一二〇〇ke　一六〇〇ke　一六二〇ke　一九五〇ke　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　五〇W　A二　三〇〇W　A三　一五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十四号

第一栗田丸無線局の免許人は、昭和二十六年八月十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三八四号

二　免許人の名称　栗田漁業生産組合

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　宮津漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第一栗田丸（主たる停泊港　栗田）

九　呼出名称　だいいちくんだまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六一〇ke　二、六二〇〇ke　二、七八五〇ke　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　傾斜型、逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十六日　第七六六五号

二　免許人の氏名　藤田栄一

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　宮古漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月十五日

八　設置場所　第五寿丸（主たる停泊港　宮古）

九　呼出名称　ふじただいごことぶきまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇ke　二、四四〇ke　二、七八五ke　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十四日　第七六六六号

二　免許人の氏名　斎藤幸一

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　宮古漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月十三日

八　設置場所　宝漁丸（主たる停泊港　宮古）

九　呼出名称　さいとうほうりようまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、四四〇ke　二、七八五ke　水晶発振　終段抑制格子変調　五W

十一　空中線の型式及び構造　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第七六六八号

二　免許人の名称　岩手県教育委員会

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業指導に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　釜石漁業指導用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行及び漁業の指導に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月十九日

八　設置場所　海幸丸（主たる停泊港　広田）

九　呼出符号　JMVC

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一　一、五七〇ke　一、六二〇〇ke　一、九五五〇ke　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　三〇〇W　A二　一〇〇W　A三　一、五七〇ke

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第七六六九号

二　免許人の氏名　佐々木雄太郎

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　宮古漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月十三日

八　設置場所　第三政栄丸（主たる停泊港　宮古）

九　呼出名称　だいさんまさえいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　一、六二〇ke　二、四四〇ke　二、七八五ke　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百七十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第一六八四号

二　免許人の氏名　磯崎與兵衛

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十一日

但し、無線電信については無期限

八　設置場所　第一日乃出丸（主たる停泊港　那珂湊）

九　呼出符号及び呼出名称　JGON　いちごうひのでまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　一、五七〇ke　一、六二〇〇ke　一、九五五〇ke　水晶発振　A二、A三　終段陽極変調　A一　五〇W　A二　三〇〇W　A三　二五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百八十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十三日　第三四三六号

二　免許人の名称　中央汽船株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、中央汽船株式会社所属船舶局

六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

昭27.3.11. 第7551号

七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　中栄丸(主たる停泊港　大阪)
九　呼出符号　JPGJ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
水晶発振　A二　リツプル変調　五〇〇W但し、四、四〇〇ke、六、六五〇keは三〇〇W

補助装置
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke
水晶発振　A二　リツプル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第九百八十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十五年六月一日　第一四七二号
一　免許人の氏名　上原虎松
二　免許人の種別　船舶局
三　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四　無線局の目的　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局
五　通信の相手方　船舶の航行に関する事項、漁業通信
六　通信事項　昭和二十八年五月三十一日
七　免許の有効期限　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十二高知丸(主たる停泊港　浦賀)
九　呼出符号及び呼出名称　JHJN　じうにごうこうちまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

第一装置
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
中短波　A一、A二　リツプル　A一、A二　五〇W
中短波　A一、A二　終段制御　但し、三、七〇〇ke、八、三二五keは一〇〇W
第二装置　A三　格子変調　A三　五〇W
水晶発振　A二　リツプル変調

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百八十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月十一日　昭和二十六年九月六日　第三四二六号
一　免許の年月日及び番号
二　免許人の名称　八馬汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、八馬汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　永安丸(主たる停泊港　西宮)
九　呼出符号　JKEI
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
水晶発振　A一、A二　リツプル変調　五〇〇W
A二　リツプル変調　A一、A二　五〇〇WW
A一　但し、六、六五〇keは三〇〇W

補助装置
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke
水晶発振　リツプル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百八十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月七日　第三四五七号
二　免許人の名称　東和汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、東和汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　東鹿丸(主たる停泊港　神戸)

九　呼出符号　JRNN
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
水晶発振　終段陽極変調　A一　五〇〇W　A二　二八〇〇W　但し、短波は二〇〇W
主発振

補助装置
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke
主発振　終段陽極変調　A一　二〇〇W　A二　三〇〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第九百八十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月十一日　昭和二十六年九月二十日　第七五七三号
一　免許人の氏名　大久保德雄
二　免許人の種別　船舶局
三　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四　無線局の目的　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
五　通信の相手方　漁業通信、船舶の航行に関する事項
六　通信事項　昭和三十一年九月十九日
七　免許の有効期限　第三平栄丸(主たる停泊港　江名)
八　設置場所　だいさんへいえいまる
九　呼出名称
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三　二、四四〇ke　二、五四〇ke　二、六五〇ke　二、七八〇ke　水晶発振　終段制御格子変調　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十七日　第八二二九号
二　免許人の氏名　大菅喜代松
三　無線局の種別　船舶局

◉電波監理委員会告示第九百八十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅
一　免許の年月日及び番号
二　免許人の氏名
三　無線局の種別
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　漁業通信、船舶の航行に関する事項
六　通信事項　昭和二十七年三月十一日
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　永安丸(主たる停泊港　西宮)
九　呼出符号　JKEI
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke　五二〇ke　五四〇ke　五六〇ke　五八〇ke　六〇〇ke　六二〇ke　六四〇ke　六六〇ke　六八〇ke　七〇〇ke　七二〇ke　七四〇ke　七六〇ke　七八〇ke　八〇〇ke　八二〇ke　八四〇ke　八六〇ke　八八〇ke　九〇〇ke　九二〇ke　九四〇ke　九六〇ke　九八〇ke　一〇〇〇ke　一〇二〇ke　一〇四〇ke　一〇六〇ke　一〇八〇ke　一一〇〇ke　一一二〇ke　一一四〇ke　一一六〇ke　一一八〇ke　一二〇〇ke　一二二〇ke　一二四〇ke　一二六〇ke　一二八〇ke　一三〇〇ke
水晶発振　終段陽極変調　A一　五〇〇W　A二　四〇〇W　A三　二五W
主発振

補助装置
A一、A二　三七五ke　四〇〇ke　四二五ke　四六〇ke　四八〇ke　五〇〇ke
主発振　終段陽極変調　A一　二〇〇W　A二　三〇〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九百八十六号
無線従事者国家試験及び免許規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十六号)第十條による四月期(定期)試験を次の通り施行する。
昭和二十七年三月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　申請書の受付期間
三月十二日から三月末日まで
二　試験の資格別
第一級、第二級、第三級及び電話級無線通信士
三　試験地
一次試験
東京、長野、名古屋、金沢、大阪、広島、詫間、熊本、長崎、仙台、札幌
二次試験(予定)
一次試験に同じ。
四　試験日割
一次試験
四月二十三日(水)
午前九時から　各級無線通信士　無線実験
午前十一時十分から　各級無線通信士　電気通信術
午後一時から　第一級無線通信士　第二級無線通信士　口頭試問
四月二十四日(木)、四月二十五日(金)、四月二十六日(土)　電気通信術
毎日午前九時から　第一級無線通信士　第二級無線通信士　口頭試問
二次試験(予定)
五月二十二日(木)
午前九時から　第一級無線通信士　第二級無線通信士　外国電波法規
午前十一時十分から　第一級無線通信士　第二級無線通信士　英語(口頭)

午後一時から
午後三時十分から
五月二十三日(金)
午前九時から
午後一時から
午後三時四十分から
五月二十四日(土)
午前九時から
午前十時十分から
午後一時から

備考
1　二次試験は、一次試験合格者についてのみ行う。
2　試験場所の詳細は、受験票発送の際通知する。
3　試験日時は、場合によつて変更することがある。

(第二級無線通信士　英語(筆記))
(第二級無線通信士　地理)
(第一級無線通信士　内国電波法規)
(第二級無線通信士　電波法規)
(第二級無線通信士　無線機器)
(第二級無線通信士　無線学)
(第三級無線通信士　英語)
(第一級無線通信士　測定及び電波の伝わり方)
(電話級無線通信士　電波法規)
(電話級無線通信士　無線電話学)
(第一級無線通信士　真空管)

◉**外務省告示第四号**

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約に対する日本国の批准書は、千九百五十二年二月八日にフランス政府に寄託された旨、今般、在パリ日本政府在外事務所長から通報があつた。従つて、同條約は、同日、日本国に関して効力を生じた。

なお、同條約の当事国は、現在次のとおりである。

スウェーデン、ノールウェー、デンマーク、フィンランド、連合王国、ベルギー、ポーランド、オーストラリア、イタリア、南アフリカ連邦、ギリシヤ、オランダ、ニュー・ジーランド、カナダ、モロッコ

昭和二十七年三月十一日
外務大臣　吉田　茂

◉**大蔵省告示第四百四十八号**

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目二番の一)に対し、その管理する左の財産を昭和二十七年三月五日にフレーザー同族株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
ヘルム・ブラザース・リミテッドの発行する株式百株の株券	二枚	東京都千代田区丸の内一丁目二番の一

◉**大蔵省告示第四百四十九号**

旧敵産管理法施行令(昭和十七年勅令第千百七十九号)第四條第二項の規定により、株式会社ゼー・ウイトコウスキー商会(兵庫県神戸市生田区京町七十二番地)の営業に関する管理人株式会社神戸銀行(兵庫県神戸市生田区浪花町五十六番地)を解任した。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

◉**大蔵省告示第四百五十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、三原信用金庫割増金附第一回ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三原信用金庫割増金附第一回ほがらか定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九
二等	五〇〇	三〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	五〇	二〇〇
五等	二〇	九、六六〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十六日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第四回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	三〇
四等	五〇	三〇〇
五等	三五	三、〇〇〇
六等	二〇	二六、六六四
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月三十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第二回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	二本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	三〇
四等	一〇〇	二〇〇
五等	五〇	一、五〇〇
六等	二〇	四八、二五四
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、第四回新潟県信用金庫割増金附よろこび定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四回新潟県信用金庫割増金附よろこび定期積金
二　條件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口二千四百円
(三)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　抽せん権三万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	三
三等	五〇〇	六〇
四等	五〇	九、〇〇〇
五等	一〇	三〇〇
計		九、三六四

(二)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特等	七〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	三
二等	五、〇〇〇	一五
三等	一、〇〇〇	六〇
四等	五〇〇	一五〇
五等	五〇	一、八〇〇
六等	二〇	二七、九七一
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、川之江信用金庫第二回割増金附たのしみ定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　川之江信用金庫第二回割増金附たのしみ定期積金
二　條件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口二千四百円
(三)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	二〇〇	四
四等	五〇	二〇
五等	二〇	七七
計		

(二)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	二〇〇〇	二
三等	一〇〇〇	四
四等	五〇	一〇
五等	二〇	六〇
計		七七

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、興能信用金庫割増金附おなじみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　興能信用金庫割増金附おなじみ積金
二　條件
(一)預金の種類　定期積金
(二)契約期間　一年
(三)給付金額　一口二千四百円
(四)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附與する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十日まで。
抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	一〇〇
五等	三〇	一、八八八
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、旭川信用金庫第一回開運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　旭川信用金庫第一回開運定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九
二等	五〇〇	三〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	五〇	二〇〇
五等	二〇	九、六六〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十六日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三

等級　割増金　当せんの数

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	三〇
四等	五〇	三〇〇
五等	三五	三、〇〇〇
六等	二〇	二六、六六四
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月三十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第二回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回新潟県信用金庫割増金附平和定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	二本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	三〇
四等	一〇〇	二〇〇
五等	五〇	一、五〇〇
六等	二〇	四八、二五四
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百五十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、第四回新潟県信用金庫割増金附よろこび定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四回新潟県信用金庫割増金附よろこび定期積金
二　條件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口二千四百円
(三)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　抽せん権三万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	三
三等	五〇〇	六〇
四等	五〇	九、〇〇〇
五等	一〇	三〇〇
計		九、三六四

(二)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特等	七〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	三
二等	五、〇〇〇	一五
三等	一、〇〇〇	六〇
四等	五〇〇	一五〇
五等	五〇	一、八〇〇
六等	二〇	二七、九七一
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、川之江信用金庫第二回割増金附たのしみ定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　川之江信用金庫第二回割増金附たのしみ定期積金
二　條件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口二千四百円
(三)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十五日まで。
四　割増金　抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	二〇〇	四
四等	五〇	二〇
五等	二〇	七七
計		

(二)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	二〇〇〇	二
三等	一〇〇〇	四
四等	五〇	一〇
五等	二〇	六〇
計		七七

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、興能信用金庫割増金附おなじみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　興能信用金庫割増金附おなじみ積金
二　條件
(一)預金の種類　定期積金
(二)契約期間　一年
(三)給付金額　一口二千四百円
(四)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(四)抽せん権　全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附與する。
三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十日まで。
抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	一〇〇
五等	三〇	一、八八八
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉**大蔵省告示第四百五十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三

五　申請手続
1　提出書類
(一)無線従事者国家試験申請書
(二)履歴書
(三)写真一枚(脱帽し、正面から上半身を申請前、六箇月以内に写した縦六cm横五cmの台紙にはらないもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を自ら記載したもの)
(四)受験票送付用封筒(表面に自己の住所氏名を記載し、返信用切手をはつたもの)
2　試験手数料
第一級無線通信士は五百円、第二級無線通信士は四百円、第三級無線通信士は三百円及び電話級無線通信士は二百五十円に相当する収入印紙を申請書の右上にはつて(消印又は割印をしないこと。)納めること。
3　申請書の提出先
一次試験の受験希望地を管轄する地方電波監理局
4　申請上の注意
(一)申請書には、必ず一次試験及び二次試験の受験希望地を朱書すること。
(二)郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者国家試験申請書在中」と朱書すること。
(三)受験地の変更は、認められないこと。

◉大蔵省告示第四百五十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、東舞鶴信用組合改築記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　東舞鶴信用組合改築記念定期貯金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年四月三十日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	五
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	二〇
四等	三〇	五〇〇
五等	二〇	四、四六九
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第四百五十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第四回横浜市信用協同組合みなと定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第四回横浜市信用協同組合みなと定期貯金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月十五日から同年五月十四日まで。

四　割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
前後賞	五、〇〇〇	二
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	一〇	八、八八五
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十三日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉運輸省告示第六十七号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年三月十一日

運輸大臣　村上　義一

昭二七第三二〇九号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

東武鉄道株式会社（鋼索線）旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の東武鉄道株式会社申請鋼索線旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

東武鉄道株式会社（鋼索線）の現行旅客運賃三十円均一を四十円均一に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

東武鉄道株式会社（鋼索線）は、同社日光軌道線の終点、馬返駅より明智平駅に至る営業キロ程一キロ二分の鋼索鉄道で、現行の旅客運賃は三十円均一となつているが、最近における営業費の節減にもかかわらず平年度において八百六十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入ではその経営を維持してゆくことが困難となつてきたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一〇号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

南海電気鉄道株式会社（鋼索線）旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の南海電気鉄道株式会社申請鋼索線旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

南海電気鉄道株式会社（鋼索線）の現行旅客運賃二十五円均一を三十円均一に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

南海電気鉄道株式会社（鋼索線）は、高野山の東北に面する山峡に敷設されている極楽橋、高野山間営業キロ程〇・八キロの鋼索鉄道で、現行の旅客運賃は二十五円均一となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度において百八十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入ではその経営を維持してゆくことが困難となつてきたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一一号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

近畿日本鉄道株式会社（鋼索線）

旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の近畿日本鉄道株式会社申請鋼索線旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

近畿日本鉄道株式会社（鋼索線）の現行旅客運賃一区二十円、全線二区四十円を、一区運賃二十五円、全線二区五十円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

近畿日本鉄道株式会社（鋼索線）は、生駒山の東北面に敷設された鳥居前駅から生駒山上駅に達する営業キロ程二キロ一分の鋼索鉄道で、現行の旅客運賃は一区二十円、全線二区四十円となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度において九百五十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入ではその経営を維持してゆくことが困難となつてきたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一二号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

信貴生駒電鉄株式会社（鋼索線）

旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の信貴生駒電鉄株式会社申請鋼索線旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

信貴生駒電鉄株式会社（鋼索線）の現行旅客運賃三十円均一を四十円均一に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

信貴生駒電鉄株式会社（鋼索線）は、信貴山の東面に敷設されている信貴山口、信貴山間営業キロ程一キロ七分の鋼索鉄道で、現行の旅客運賃は三十円均一となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度において百七十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入ではその経営を維持してゆくことが困難となつてきたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一三号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

北陸鉄道株式会社（金沢市内均一制区間）旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の北陸鉄道株式会社申請金沢市内均一制区間旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

北陸鉄道株式会社（金沢市内均一制区間）の現行旅客運賃八円均一を十円均一に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

北陸鉄道株式会社（金沢市内均一制区間）は、同市の中枢部における交通を担当している全線十二キロ五分の軌道線で、現行の旅客運賃は八円均一となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度において約四千万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入ではその経営を維持してゆくことが困難となつてきたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一五号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

水間鉄道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の水間鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

水間鉄道株式会社の現行一区平均キロ程二・七五キロを三・三五キロに延長し、一区運賃八円を十円に、二区運賃十五円を二十円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

水間鉄道株式会社は、南海電気鉄道株式会社線貝塚駅より国鉄の阪和線を横断して水間駅に至る延長五キロ五分の小私鉄で、現行の旅客運賃は一区八円、二区十五円となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度において百二十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができなくなつたので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一六号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

和歌山電気軌道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の和歌山電気軌道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

和歌山電気軌道株式会社の現行旅客運賃一区七円、全線五区三十五円を、一区十円、二区以上は一区につき五円を加算し、全線三十円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

和歌山電気軌道株式会社は、和歌山、海南両市をつなぐ全長十五キロ七分の市内軌道で、現行の旅客運賃は一区七円となつているが、最近における営業費の膨脹により、諸経費の節減にもかかわらず平年度に約四百万円の欠損を生ずる見込なので、各区の運賃を調整して取扱の簡素化と企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

昭二七第三二一七号

昭和二十七年二月一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

東野鉄道株式会社貨物運賃改訂について

昭和二十七年一月二十四日付鉄監第一三三三号をもつて諮問の東野鉄道株式会社申請貨物運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主文

東野鉄道株式会社の現行社線発車扱貨物の最低運賃制度を廃止し、貨物運賃計算の場合における大貨物営業キロ程割増率現行十割増を二十五割増に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理由

東野鉄道株式会社は、東北本線西那須野駅より黒羽駅に至る営業キロ程三キロ九分の小私鉄で、現在の客貨収入の比率はほぼ一対一となつているが、同社の貨物運賃は、昭和二十五年一月、大貨物営業キロ程割増率十四割増を十割増に引き下げて今日に至つており、また社線発連絡車扱貨物のうち米、大麦、小麦、葉煙草、木炭、薪、木材及び石材の八品目については荷主の了解をえて現在最低運賃の全額（大形貨車三千円、中形貨車二千五百円、小形貨車二千円）を特定運賃として収受しているが、昨年十一月、貨物運賃三割値上後、これら特定荷主からの要望もあるので、運賃負担の公平化をはかるため、この特定運賃制度を廃止するとともに、これによつて生ずる減収額の一部を平等に負担させるため、現行大貨物営業キロ程割増率を主文のとおり改訂することは適当と認める。

◉郵政省告示第六十六号

昭和二十七年四月一日から、郵政省令第三号をもつて、外国郵便料金規則の一部が改正され、航空書簡の料金が現行六十二円から五十円に引き下げられるが、同日以降における公衆手持の六十二円の航空書簡の取扱は、次のとおりとする。

昭和二十七年三月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

六十二円の航空書簡手持の者は、左の事項に従い、これを新航空書簡と交換することができる。

(1) 交換場所　普通郵便局

(2) 交換方法

六十二円の航空書簡手持の者は、最寄りの普通郵便局において、窓口備付の交換請求書に相当記入なつ印の上、これをその手持分に添えて提出し、五十円の新航空書簡（郵便局に新航空書簡の手持がない場合には、六十二円のものの料額印面に「五十円」の印を押して改定したもの）と交換し、差額分については、相当額の郵便切手類（新航空書簡又は料金改定済航空書簡を含む。）を受け取る。

なお、き損又は汚染のため使用不可能と認められるものは、交換することができない。但し、あらかじめ差出人居所氏名又は名あて等を印刷してあるものその他特定の使用に供するために手を加えてあるものについては、交換に応ずる。

◉建設省告示第百七十九号

上野都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び上野市役所に備え置いて縦覧に供する。

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十号

桑名特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十一号

四日市特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十二号

鈴鹿都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十三号

津都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十四号

四日市特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十五号

鈴鹿都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十六号

鈴鹿都市計画街路追加を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十七号

津特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十八号

松阪都市計画水利施設事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十九号

松阪都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百八十九号

松阪都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百九十号

宇治山田特別都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び宇治山田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百九十一号

宇治山田特別都市計画公園一部廃止、変更及び追加を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び宇治山田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百九十二号

宇治山田特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び宇治山田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百九十三号

昭和二十六年十一月十一日建設省告示第九百三十二号大原都市計画東仲町土地区画整理を昭和二十七年二月二十一日都市計画事業として、千葉県において施行し昭和二十八年三月三十一日までに完了することを命じた。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百九十四号

昭和二十七年二月十六日建設省告示第百三十三号富山都市計画南部土地区画整理を昭和二十七年二月二十二日都市計画事業として富山市においてこれを施行し昭和二十九年度迄に完了すべきことを命じた。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百九十五号

昭和二十六年四月十一日建設省告示第二百五十七号盛田都市計画土地区画整理を昭和二十六年十一月三十日都市計画事業として盛田市において施行し、昭和二十九年度までに完了すべきことを命じた。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百九十六号

都市計画法第一條の規定により、島根県邇摩郡温泉津町を指定する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百九十七号

都市計画法第二條第一項の規定により島根県邇摩郡温泉津町の区域をもつて、島根県温泉津都市計画区域とする。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百九十八号

宇治山田特別都市計画街路を次のように変更する。

その関係図書は三重県庁及び宇治山田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百九十九号

名張都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、三重県庁及び名賀郡名張町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第二百号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

島根県

能義郡

飯梨川

布部町大字上布部字樋の本一七〇六番地の四下流筆境を対岸に延長した線より広瀬町大字広瀬字寳町裏一番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

宇波川

布部村大字宇波字川原家の下一四八七番地上流筆境を対岸に延長した線より飯梨川合流点に至る区間の国有河川敷全部

東比田川

比田村大字東比田字加藤原二九一六番地上流筆境を対岸に延長した線より字寳谷家の下二八〇四番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

八束郡

講武川

講武村大字上講武字石井一二九七番地上流筆境を対岸に延長した線より大字名分字平田九六七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

美濃郡

多田川

益田町大字多田字泥谷尻泥谷川合流点より大字益田字下河原地内益田川合流点に至る区間の国有河川敷全部

邇摩郡

大家川

大代村大字大家本郷字森ケ谷六八五番地の三上流筆境を対岸に延長した線より字杓畑下夕六五七番地の二下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

◉建設省告示第二百一号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定し同土地に同法第六條により本年度以降本大臣において砂防工事を施行する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

山形県

寒河江川

西村山郡本道寺村大字本道寺字風吹二一、二六三番地字カバチ六四〇、六三九、六五〇、六五〇の四、六四一番地大字砂子関字横手一五五番地の内各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線内の区域

◉建設省告示第二百二号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地として指定した土地を左の通り解除する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

鹿児島県

花野川

鹿児島市岡之原町字宮里九九四番地字小堀一一四一番地上流筆境を結んだ線より鹿児島郡伊敷村字上伊敷四七〇二番地内標柱A、Bを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

◉建設省告示第二百三号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

福井県

谷間川

大野郡五箇村大字下打波字剛谷山三番地の二字菌山一四番地上流筆境を結んだ線より字古宮二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

荒島谷

大野郡下穴馬村大字下山字ヲンジヤ平一番地の二上流筆境を対岸に延長した線より字鳴戸一八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

杉山川

大野郡北谷村大字中の俣字杉木一二番地の三上流筆境を対岸延長した線より字鳥越三一番地の一の乙下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

◉建設省告示第二百四号

砂防法第二條より一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

長野県

奈　川

南安曇郡奈川村字寄合度坂下一二〇三の一、一二〇三番地字坂下一二〇三のイ、一二四二、一二四三番地のロ、字坂上一二四三のイ、一二四四、一二三九、一二三八番地の三字寄合度一一七五番地の内のロ以上全筆。字魚伊羅津一一七五番地のイの三字坂上一一七三番地の七下流筆境を結んだ線より字魚伊羅津一一七五番地のイの一字坂上一一七四番地上流筆境を結んだ線に至る区間川の中心線より左右各岸三〇〇米の区域。国有林一一四林班、一一五林班全部。境川合流点より上流二五〇〇米の地点に至る区間の国有河川敷全部

但し要設備地、神社、寺院、墓地、宅地及び道路を除く。

◉建設省告示第二百五号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定し、同土地に同法第六條により本年度以降本大臣において砂防工事を施行する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

長野県

奈　川

南安曇郡奈川村字寄合度坂下一二〇三の二、一二〇三番地の三以上全筆。字寄合度一一七五番地の内のロ下流筆境を対岸に延長した線より一一二五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間川の中心線より左右各岸三〇米の区域。字魚伊羅津一一二二五番地上流筆境を対岸に延長した線より一一七五番地のイの一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間川の中心線より左右各岸一〇〇米の区域。一一七五番地のイの一下流筆境を対岸に延長した線より上流四〇〇米の地点に至る区間川の中心線より左右各岸三〇米の区域

◉建設省告示第二百六号

砂防法第六條により本年度以降本大臣において左の区域に砂防工事を施行する。

昭和二十七年三月十一日

建設大臣　野田　卯一

岐阜県

肥田川

土岐郡駄知町字追分九〇二の二、九〇二の四番地の三字宮後九九九の一の一、九八九の一の二、九八九の一番地の三字防洞二九四、二九九番地字竈前一六五、一六七の一、一七〇番地字地京平九九乃至一〇三、一〇八番地の三字洞二三二一の一の一、二三二一の一の二の一の一番地の一肥田村大字肥田字操川六八七、六八八、六八九、七〇四の二、七〇七、七〇八、七一〇、七一一、七一二の一、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七の二、七二七、七二八、七二九、七四三、七四六、七四七、七四九、七四八、七五一の一、七五四、七五五、七六四、七六五、七六六、七六八、七八六、七八七番地字斧石刑八四四番地字雲五、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一七乃至一一二、一一六の二の一、一一七乃至一一二、一一四番地字西ノ洞二二二四、二二四七の一の一、二二四七番地の二字木欒子洞二二四八、二二六〇、二二七八の一の一、二二七八番地の一の二、二二七八番地の二字宮ノ洞一五二八の一の一、一五二八の一の一の二、一五二八の一の三の一、一五二八の一の四、一五二八の一の五、一五二八の一の六、一五二八の一の七、一五二八の一の八、一五二八の一の九、一五三〇、一五三三以上全筆。字杉撓二一九、二八六、二八七の二の一、二八七の三の二、二八七の三の三、二八七の四の一、二八七の四の二、二八七の四の三、二八七の四の四、二八七の四の五、二八八番地の一字東山一一三八、一一四〇番地字欠の下一八三六、一一四四番地字欠の下一八三六、一一四四五、一一四四六の二、一一八五〇の二の二、一一八五二番地の二大字浅野字高根一〇七八の一、一〇七八の三、一〇七八の四、一〇八一乃至一〇七七、一〇七八の一、一〇八九、一〇九一の一、一〇九二の一、一〇九二の二、一〇九三乃至一〇九七、一〇九八の四、一〇九九九番地の二字上ノ山一一〇〇九、一一〇七、一一〇八の一、一一〇九、一一〇、一一〇九二の一、一一〇九一の二、一一〇九八の三、一一〇六、一一〇九、一一〇九八の一、一一〇九九、一一一〇、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六の一、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四番地駄知町字防洞二九八の一、二九八の二、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三肥田村大字肥田字操川七〇〇、七〇一、七八〇番地字西ノ洞二二三六の二、二二三八の二、二二四〇番地の一字木欒木洞二二五三の二、二二五七の一、二二六二の二、二二七八の一番地の三字滝道六五三、六五七の一、六五八番地字欠ノ下一八〇四の一、一八〇六、一八〇七の二の二、一八二三、一八二四、一八二〇の二、一八二の二、一八二二番地の二以上全筆

訓　令

◉文部省訓令第一号

学校基本調査実施要領を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

文部大臣　天野　貞祐

学校基本調査実施要領

第一條　学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号以下「規則」という。）に基く学校基本調査の作成要領に関しては、規則による外、この訓令の定めるところによる。

第二條　規則第四條の調査区分のうち、毎会計年度間とあるのは、毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

第三條　規則第六條に規定する報告又は申告義務者は、規則及び調査票記載の記入上の注意に従い、所定の期日又は期間において、調査した結果を調査票に記入し、規則第七條第一項各号の規定に従い、報告し、又は申告しなければならない。

第四條　規則第七條第一項第一号に規定する大学、国立高等学校、国立大学附属の学校及び従前の規定による学校の長（以下「大学等の長」という。）は、調査票をそれぞれ次の各号に掲げる期日までに文部省調査普及局長あて送付しなければならない。

一　学校調査　五月三十一日
二　学校入口調査　十月三十一日
三　学校施設調査　五月三十一日
四　学校経費調査　六月三十日
五　附属図書館等調査　五月三十一日
三　不就学学齢児童生徒調査　十月三十一日
四　学校施設調査　六月三十日
五　学校経費調査　十月三十一日

第七條　大学等の長又は都道府県知事は、第四條各号又は前條各号に掲げる期日までに提出できないときは、その事情を具し、提出の期日の変更についてあらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。

第八條　学校基本調査の調査票、集計表その他の関係書類は、それぞれ文部省調査普及局長及び都道府県知事が二年間保存しなければならない。

附　則

1　この訓令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　学校基本調査実施要領（昭和二十三年文部省訓令第四号）は、廃止する。

◉文部省訓令第二号

学校衛生統計調査実施要領を次のように定める。

昭和二十七年三月十一日

文部大臣　天野　貞祐

学校衛生統計調査実施要領

第一條　学校衛生統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号。以下「規則」という。）に基く学校衛生統計調査の作成要領に関しては規則による外、この訓令の定めるところによる。

第二條　学校の長は、規則第七條により、次の各号に定める学校集計表、調査票及び学校要計表を作成しなければならない。

一　大学及び従前の規定による学校
1　学生及び生徒の身長、体重、胸囲及び坐高別並びに男女別の各学校集計表（様式A）（各一部）
2　学生及び生徒の健康状態の男女別各学校集計表（様式B）（各一部）
3　教員の健康状態の学校集計表（様式C）（一部）

P. 180

二　小学校、中学校及び高等学校
1　生徒及び児童の身長、体重、胸囲、坐高及び他疾患並びに教員の健康状態の学校調査票（二部）
2　生徒及び児童の身長、体重、胸囲、坐高及び他疾患状態の個人調査票（各人につき一部）及び学校総計表（一部）

前項第二号の場合において、分校の身体検査の結果を本校におわせて集計しなければならない。

第三條　規則第七條第二号の規定により大学及び専門の規定による学校の長（以下「大学等の長」という。）は、学校集計表を作年六月三十日までに、文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

第四條　都道府県知事は、規則第七條第二号の規定により調査票及び学校総計表の提出期日を指定する場合及び同條第二項の規定により調査票及び学校総計表提出の系統を変更した場合には、各学校の長に対し、これを通告しなければならない。

第五條　都道府県知事は、学校集計表、学校調査票、個人調査票及び学校総計表に都道府県名及び通し番号を記入し、これに押印の上、次の期日までに文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

三　二　学校調査票　九月三十日
三　学校総計表　七月二十日

第六條　大学等の長又は都道府県知事は、第三條及び前條に規定する期日までに提出できないときは、その事情をあらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。

第七條　規則第八條第二項により都道府県知事が保管する学校調査票及び学校総計表を、文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

第八條　規則第七條第二号の規定による学校の長（以下「大学等の長」という。）は、学校集計表を作年六月三十日までに、文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

第四條　都道府県知事は、規則第七條第二号の規定により調査票及び学校総計表の提出期日を指定する場合及び同條第二項の規定により調査票及び学校総計表提出の系統を変更した場合には、各学校の長に対し、これを通告しなければならない。

第五條　都道府県知事は、学校集計表、学校調査票、個人調査票及び学校総計表に都道府県名及び通し番号を記入し、これに押印の上、次の期日までに文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

三　二　学校調査票　九月三十日
三　学校総計表　七月二十日

第六條　大学等の長又は都道府県知事は、第三條及び前條に規定する期日までに提出できないときは、その事情をあらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。

第七條　規則第八條第二項により都道府県知事が保管する学校調査票及び学校総計表を、文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

第八條　規則第七條第二号の規定による学校の長（以下「大学等の長」という。）は、学校集計表を作年六月三十日までに、文部省調査官及局長あて送付しなければならない。

前項第二号の場合において、分校の身体検査の結果を本校におわせて集計しなければならない。

第三條　規則第七條第二号の規定により大学及び専門

資金運用部						
歳入	16,027,722	5,484,398	1,517,121	7,001,519	△	9,026,202
歳出	16,027,722	3,270,411	1,117,202	4,387,614		11,640,107
国債整理基金						
歳入	201,201,193	18,373,770	133,324,486	151,698,257	△	49,502,935
歳出	204,398,130	19,572,869	131,644,272	151,217,142		53,180,987
貴金属						
歳入	5,277,222	1,614,617	1,469,584	3,084,202	△	2,193,019
歳出	5,277,222	1,050,378	1,220,362	2,270,741		3,006,480
財産税等収入金						
歳入	2,711,656	1,706,022	138,154	1,844,176	△	867,480
歳出	2,731,136	1,289,580	18,915	1,308,496		1,422,640
米国対日援助見返資金						
歳入	119,417,000	17,170,212	96,987,152	114,157,365	△	5,259,634
歳出	193,640,866	74,549,597	15,213,917	89,763,515		103,877,350
厚生保険						
健康勘定						
歳入	18,230,576	4,586,392	1,836,026	6,422,418	△	11,808,157
歳出	18,230,576	4,078,090	3,762,998	7,841,089		10,389,486
年金勘定						
歳入	15,505,325	3,733,739	1,672,155	5,405,895	△	10,099,429
歳出	2,009,220	537,953	541,332	1,079,286		929,934
業務勘定						
歳入	2,272,483	394,523	388,521	783,044	△	1,489,438
歳出	2,272,483	395,301	248,349	643,651		1,628,831
船員保険						
歳入	2,164,857	405,295	253,424	658,720	△	1,506,136
歳出	1,710,847	479,652	385,988	865,641		845,205
国立病院						
歳入	4,427,614	1,170,582	1,040,922	2,211,504	△	2,216,109
歳出	4,428,531	1,150,681	882,071	2,032,753		2,395,777
食糧管理						
歳入	556,344,625	106,037,208	103,829,937	209,867,146	△	346,477,478
歳出	575,004,597	123,857,223	187,033,806	310,891,030		264,113,566
農業共済再保険						
再保険金支払基金勘定						
歳入	2,504,500	150,000	807,000	957,000	△	1,547,500
歳出	2,504,500	0	667,000	667,000		1,837,500
農業勘定						
歳入	8,011,449	2,425,849	727,935	3,153,785	△	4,857,663
歳出	8,011,449	156,006	685,039	841,045		7,170,403
家畜勘定						
歳入	1,036,180	157,977	56,907	214,884	△	821,295
歳出	1,036,180	232,608	349,545	582,154		454,025
業務勘定						
歳入	24,387	5,046	7,443	12,490	△	11,896
歳出	24,387	6,092	3,851	9,943		14,443
森林火災保険						
歳入	78,971	77,105	25,019	102,124		23,153
歳出	78,971	8,707	1,661	10,368		68,602
漁船再保険						
歳入	310,282	60,719	52,711	113,430	△	196,851
歳出	310,282	41,535	30,320	71,855		238,426
自作農創設特別措置						
歳入	2,056,733	553,675	292,899	846,575	△	1,210,157
歳出	2,056,733	189,150	73,399	262,550		1,794,182
開拓者資金融通						
歳入	1,665,814	722,247	577,097	1,299,344	△	366,469
歳出	1,665,814	669,419	358,857	1,028,276		637,537
農林漁業資金融通						
歳入	6,189,932	1,712,639	2,006,008	3,718,697	△	2,471,234
歳出	6,189,932	1,016,119	1,901,596	3,517,715		2,672,216
国有林野事業						
歳入	14,430,820	8,401,722	3,016,240	11,417,962	△	3,012,858
歳出	14,731,925	4,163,493	2,896,684	7,060,177		7,671,747
国営競馬						
投票券勘定						
歳入	4,902,810	1,081,589	2,498,605	3,580,194	△	1,322,615
歳出	4,913,398	1,178,040	2,267,086	3,445,126		1,463,271
業務勘定						
歳入	1,327,384	387,669	455,543	843,213	△	484,170
歳出	1,327,384	270,019	343,664	613,684		713,699
アルコール専売事業						
歳入	3,913,005	783,525	963,305	1,746,830	△	2,166,174
歳出	3,145,566	1,063,643	604,789	1,668,432		1,477,133
米国対日援助物資等処理						
歳入	68,549,154	6,011,979	13,793,513	19,805,493	△	48,743,660
歳出	68,549,154	13,903,153	6,431,225	20,334,379		48,214,774
輸出信用保険						
歳入	1,449,501	56,387	1,015,995	1,072,382	△	377,118
歳出	1,449,501	104,424	151,090	255,514		1,193,986
特別鉱害復旧						
歳入	383,111	98,592	387,666	486,259		103,148
歳出	383,111	115,759	164,727	280,486		102,624
中小企業信用保険						
歳入	1,974,288	7,435	1,504,261	1,511,697	△	462,590
歳出	1,974,288	957	508	1,465		1,972,822
緊要物資輸入基金						
歳入	75,066	11	10	22	△	75,043
歳出	75,066	1,748	1,189	2,937		72,128
郵政事業						
歳入	57,064,245	13,776,562	12,995,288	26,771,850	△	30,292,395
歳出	58,014,678	14,306,548	11,282,062	25,538,610		32,426,067

郵便貯金						
歳入	11,653,033	3,084,533	1,100,000	4,184,533	△	7,468,499
歳出	11,653,033	3,649,366	535,156	4,184,523		7,468,509
簡易生命保険及郵便年金						
保険勘定						
歳入	41,865,300	11,898,607	6,614,094	18,512,701	△	23,352,598
歳出	21,475,548	3,684,684	5,705,763	9,390,448		12,085,099
年金勘定						
歳入	501,160	243,791	54,314	298,106	△	203,053
歳出	392,847	106,101	15,614	121,715		271,131
電気通信事業						
歳入	62,151,683	17,982,082	12,745,946	30,728,028	△	31,423,655
歳出	69,563,875	16,180,391	10,045,401	26,225,793		43,338,081
労働者災害補償保険						
歳入	10,999,153	3,492,031	3,730,374	7,222,406	△	3,776,746
歳出	10,999,153	2,809,984	3,161,169	5,971,153		5,027,999
失業保険						
歳入	20,716,314	5,112,593	3,914,717	9,027,311	△	11,689,002
歳出	20,716,314	2,991,375	4,155,486	7,146,862		13,569,451
合計						
歳入	1,275,752,181	240,782,921	413,293,522	654,076,444	△	621,675,737
歳出	1,345,402,700	299,383,049	395,267,144	694,650,193		650,752,506

備考　千円以下は、切り捨てた。

別表第三

政府関係機関昭和26年度第2・4半期予算使用状況

（単位千円）

機関名	予算現額	収納済歳入額（収入額）又は支出済歳出額（支出額） 2・4半期分	前期までの累計	計		歳入（収入）予算額に対する未収額（△）又は歳出（支出）予算残額
日本専売公社						
歳入	168,410,627	46,168,417	44,537,770	90,706,187	△	77,704,440
歳出	56,447,826	16,544,932	10,227,500	26,772,432		29,675,394
日本国有鉄道						
歳入	232,116,036	46,330,644	39,860,048	86,190,692	△	145,925,344
歳出	233,803,021	49,484,818	43,772,958	93,257,776		140,545,245
価格調整公団						
収入	1,644,838	87,583	3,184,793	3,272,377		1,627,539
支出	2,796,643	73,606	1,995,935	2,069,542		727,101
食糧配給公団						
収入	5,687,232	930,491	10,954,556	11,885,047		6,197,815
支出	13,105,865	1,611,354	8,445,727	10,057,081		3,048,784
肥料配給公団						
収入	8,363,498	2,070,661	4,622,206	6,692,868	△	1,670,629
支出	9,027,451	134,099	2,794,810	2,928,909		6,098,541
油糧、砂糖配給公団						
収入	10,665,128	4,942,897	5,284,911	10,227,808	△	437,319
支出	12,507,597	4,524,812	3,903,371	8,428,183		4,079,413
産業復興公団						
収入	1,130,335	277,679	1,666,100	1,943,779		813,444
支出	1,279,602	150,738	734,912	885,650		393,951
鉱工品貿易公団						
収入	3,470,077	425,672	4,401,323	4,826,996		1,356,919
支出	6,491,572	236,558	3,383,909	3,620,468		2,871,104
繊維貿易公団						
収入	2,897,988	175,924	1,171,160	1,347,085	△	1,550,902
支出	5,252,861	103,315	1,113,796	1,217,112		4,035,748
復興金融金庫						
収入	13,871,945	4,229,042	12,351,846	16,580,888		2,708,943
支出	14,154,393	2,261,058	10,741,958	13,003,016		1,151,376
国民金融公庫						
収入	510,266	153,786	112,634	266,420	△	243,845
支出	512,131	88,049	69,234	157,283		354,847
住宅金融公庫						
収入	1,072,796	237,956	128,329	366,286	△	706,509
支出	665,299	236,357	36,216	272,574		392,724
日本輸出銀行						
収入	712,586	59,523	105,138	164,061	△	547,924
支出	187,843	13,112	12,170	25,282		162,560
商船管理委員会						
収入	3,790,308	1,079,171	519,173	1,598,345	△	2,191,962
支出	4,184,353	774,244	814,624	1,588,868		2,595,484
持株会社整理委員会						
収入	98,428	14,082	26,927	41,009	△	57,418
支出	98,428	13,417	16,791	30,209		68,218
閉鎖機関整理委員会						
収入	617,206	115,476	133,605	249,081	△	368,124
支出	629,847	116,438	122,436	238,875		390,972
証券処理調整協議会						
収入	26,051	8,987	4,398	13,385	△	12,665
支出	26,051	5,196	5,177	10,373		15,677
連合国軍人等住宅公社						
収入	544,272	30,870	529,221	560,092		15,820
支出	1,227,463	208,098	64,351	272,450		955,013
日本開発銀行						
収入	526,666	31,601	1,925	33,527	△	493,138
支出	125,179	23,518	5,621	29,139		96,039
合計						
歳入（収入）	456,156,283	107,370,470	129,596,070	236,966,540	△	219,189,742
歳出（支出）	362,523,431	76,603,726	88,261,504	164,865,230		197,658,200

備考　千円以下は、切り捨てた。

第7551号
昭27・3・11・

○運　輸　省

◉日本工業規格

日本工業標準調査会

二十七年三月五日付をもつて左記の規格が制定された。

日本工業規格

鋼製マンホールド	JIS	二〇〇一
給油口蓋	〃	JIS 二三〇四
給油口蓋ボルト	〃	JIS 二三〇六
給油口蓋ナット	〃	JIS 二五〇一
測深管頭	〃	JIS 二三〇〇一
管頭キャップ	〃	JIS 二三〇〇三
管頭スパナ	〃	JIS 二三〇〇四
傾斜計	〃	JIS 二五〇一三
給油口蓋用回転式金具	〃	JIS 二七〇〇二
蓋付自動車用ボルト（内容部）	〃	DIS 二〇〇二

○労　働　省

地方労働調査局において、それぞれ次の者を調査員に任ずる。

昭和二十七年三月十一日

大阪地方労働調査局

調査官　中村　一郎

○国税庁

◉国税職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁公表

昭和二十七年二月十四日付をもつて国税労働組合中央執行委員長から、つぎの申請のあつたので、本委員会は、仲裁委員の指名をなし、この仲裁を行うことに決定した。

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁申請

昭和二十七年三月四日

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁申請書

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁を行うことを申請する。

昭和二十七年三月四日

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁申請人

国税庁職員労働組合

中央執行委員長　[illegible]

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁を行うことに決定した。

昭和二十七年三月四日

国税庁職員の給与の改訂に関する紛争の仲裁委員会

委員長　[illegible]

委員　[illegible]

委員　[illegible]

委員

第7551号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　三月十日付第十八号四頁●同十一日付物価第七号四頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三一一五
振替東京一九〇〇〇　官報課

傳統を誇る最高の品質

★★★
三星金額器
縦書・横書・数字の三種類
諸官庁の金券発行に
証券・小切手・拂込用紙に
製造発売元
株式会社 伊藤喜商店
東京都中央区京橋二丁目七番地
電話 京橋(56)1647番
大阪・福岡・小倉

ニデカ
タイムレコーダー
ゼンマイ式・N—2型・N—3型
電気式・ND—2型(2色)
カネの理管事人
ニデカ
本社東京神田小川町3の22 電(25)3440.3672
大阪西区土佐堀通1の1(大同ビル)電(44)3427
名古屋中区広小路通3の1(東京ビル)電(23)2997
福岡今泉町5の153　電(2)2289
日本タイムレコーダー株式会社

徽章は
アヨハから
東京九段下・電話九段(33)2651

金松堂
獨特の
女神印
謄写版インキ
女神原紙
謄写版
附属一切
高級事務用品
女神インキ工業株式会社
営業所 東京都台東区上野西黒門町11番地(都電黒門町)
電話下谷(83)2718・3840番
工場 東京都荒川区三河島1丁目2611番地
電話下谷(83)1926番

?ハテこれは何でせう
これは龍の落し子ではありません
書類綴の革命品!
KING
スピードファスナー
今迄のファスナーは書類綴りにとても手数がかかります。これは手数が半分以下で済みます。どうぞ御試用下さい。
見本送呈 但し郵券三十円御送付を乞ふ
東京都千代田区東神田一番地ノ
キング事務用品製造卸
株式会社 名鑑堂
電・茅場町(66)四八六七番

エリオット
萬年筆
絶対優秀!
東京・北区　エリオット万年筆K.K.

昭27.3.11.

官報

号外（第十九号）

総理府公告

○公職資格訴願審査結果公告

第六号

昭和二十七年三月十一日

内閣官房長官　保利　茂

この表は内閣総理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

○三月十一日解除の分（四五四名）

氏名	該当事由	住所
足立　又彦	海軍（主）少将	東京
相葉　健	陸軍少将	茨城
秋重　実恵	海軍少将	東京
雨宮　文吉	明倫会分会長	山梨
青木　政尚	陸軍少将	東京
青山　久二	海軍（主）大佐、海軍特務部	東京
荒巻　義勝	陸軍中将、満州飛行機製造理事長	東京
有馬　曜	海軍中将	東京
有馬　高泰	海軍大佐	鹿児島
有森　三雄	陸軍少将	東京
浅野憲一郎	陸軍大佐	宮城
馬場　亀格	陸軍少将	東京
伴　次郎	海軍少将	高知
番　行善	陸軍少将	岡山
別府　明朋	海軍少将	東京
別枝　嘉助	陸軍少将	東京
近野　寿男	陸軍（医）少将	熊本
銅金　義一	陸軍少将	東京
江口　浩平	陸軍大佐	福岡
江本伝三郎	海軍少将	東京
絵野沢静一	陸軍中将	東京
藤井　喜一	陸軍（法）中将	広島
藤井芳郎	海軍少将	東京
藤永　紫朗	〃	東京
藤田　順	陸軍中将、翼賛政治体制協議会構成員	和歌山
藤田　健六	海軍少将	兵庫
藤吉　畯	海軍中将、国粋会総本部理事	東京
深堀　游亀	陸軍中将	東京
福田　一郎	海軍少将	東京
福島　戊	陸軍少将	東京
福島　忠夫	陸軍（技）中尉、陸軍特務機関	和歌山
福山　寛邦	陸軍大佐	広島
福山　修	海軍中佐、海軍特務部	東京
後藤光太郎	海軍少将	東京
花島　孝一	海軍中将	東京
原田　次郎	陸軍中将	群馬
原田　棟	陸軍少将	静岡
長谷川美代次	陸軍中将	東京
橋本庄太郎	陸軍（獣）少将	東京
初見盈五郎	海軍（主）大佐、海軍特務部	東京
早川　倉治	海軍少将	神奈川
林　真	陸軍（主）少将	東京
平井　勇	陸軍中将	東京
平田　勝治	陸軍中将	東京
久重　一郎	海軍少将	東京
久野　工	海軍（主）中将	神奈川
菱刈　隆	陸軍大将、関東軍司令官	東京
本多　政材	陸軍中将	東京
本多　武男	陸軍少将	東京
堀　勇五郎	海軍少将	東京
堀江　六郎	海軍中将	三重
堀内　茂礼	〃	千葉
堀内　茂忠	海軍少将	東京
星野　利元	陸軍中将	神奈川
市村　善蔵	陸軍（主）中将	東京
出井　淳三	陸軍少将、陸軍（医）中将	東京
伊黒　清吾	陸軍少将、武徳会副支部長	宮城
飯島　重助	陸軍少将	愛媛
飯村　穣	陸軍中将	東京
池田　啃男	海軍（主）大佐、海軍特務部	東京
池田　寿助	憲兵中佐	長崎
池田　他人	海軍少将	山口
今利　龍雄	陸軍中将	東京
芋川　千秋	海軍（医）少将	東京
稲葉　章	陸軍（主）少将	愛知
井上　三郎	陸軍少将、翼政常任総務	東京
石橋　正三	海軍少将	東京
石田　保秀	陸軍中将	秋田
石垣　良治	陸軍（技）少将	神奈川
石井　秋穂	陸軍大佐	千葉
石井　広吉	陸軍少将	埼玉
石川秀三郎	海軍少将	山口
石川　雄三	〃	東京
磯　恵	〃	東京
磯崎　清吉	海軍（技）中将	東京
板花　義一	陸軍中将	東京
伊藤　範治	〃	神奈川
祝原不知名	海軍少将	東京
岩崎　春茂	陸軍大佐	東京
岩崎　民男	陸軍中将	東京
嘉悦三毅夫	陸軍（医）中将	東京
加々良乙比古	海軍少将	東京
嘉村達次郎	陸軍少将	東京
神林　浩	陸軍（医）中将	東京
神林　美治	海軍（医）中将	東京
可児悌二郎	陸軍（獣）中将	東京
加納　宵造	陸軍少将	東京
鹿目　善輔	海軍中将	東京
柏木　正文	陸軍中将	東京
片山　有樹	海軍（主）中将	東京
片山省太郎	海軍（技）少将	神奈川
加藤大輔	陸軍中将	東京
加藤　義夫	神農塾評議員	東京
勝侯　静三	海軍少将	千葉
勝野　実	〃	東京
河辺忠三郎	陸軍大佐	東京
川路　俊徳	海軍少将	神奈川
川村雄次郎	陸軍（主）中佐、陸軍特務機関	千葉
川名　達雄	陸軍（医）少将	東京
川島　秀志	海軍（医）少将	東京
河添　連	陸軍少将	東京
萱場　軍蔵	特高等	東京
木村　進	海軍中将	東京
木村　経広	陸軍中将	東京
桐野　義隆	海軍大佐	和歌山
岸田東次郎	海軍少将	東京
北川　政一	〃	千葉
北原　視	陸軍少将	千葉
北島驍子雄	陸軍中将	千葉
北野　兵蔵	陸軍大佐	神奈川
北浦　豊男	海軍大佐、海軍特務部	東京
小林　公男	陸軍大佐	秋田
小林　徹理	海軍中将	千葉
幸道　貞治	陸軍大佐	千葉
小金井良一	海軍（医）少将	東京
小暮　軍治	海軍中将	東京
木幡　行	海軍少将、海軍特務部	千葉
小島　吉蔵	陸軍中将	東京
小松八四郎	陸軍少将	東京
近藤　勝治	海軍少将	神奈川
河野千万城	海軍中将	千葉
越川　彰	陸軍（医）中将	東京
久保　来復	海軍少将	神奈川
久保田久晴	海軍少将、東洋拓殖顧問	東京
窪田武二郎	陸軍少将	東京
久保田芳雄	海軍少将	東京
熊生　栄	海軍（主）少将、万和洋行理事長	東京
国司　精造	陸軍少将	東京
倉橋　尚	〃	山口
蔵田　直	海軍少将、翼賛政治体制協議会構成員	東京
栗原　悦蔵	海軍少将、情報局第一部副長	東京
栗田　健男	海軍中将	東京
来栖　三郎	駐独大使	東京
草鹿　任一	海軍中将	神奈川
桑原　允長	陸軍少将	東京
町山　博多	陸軍（獣）少将	千葉
丸茂　邦則	海軍中将	東京
正木　五郎	陸軍（主）少将	東京
正木　宣恒	海軍（技）中将	東京
真下緑三郎	海軍（医）少将	東京
松原　雅太	海軍少将	東京
松井　命	陸軍中将	東京
松井　栄雄	陸軍少将	和歌山
松井　益吉	海軍中将	高知
松本　健児	陸軍中将	東京
松本松次郎	陸軍少将	栃木
松本　暢	海軍（医）中将	福岡
松村　弘	陸軍少将、労務報国会顧問	千葉
松室　孝良	〃	千葉
松永　留雄	陸軍少将	千葉
松野　金治	海軍（医）少将	千葉
松尾　実	海軍少将	千葉
松島　慶三	海軍大佐	神奈川
松友　幸隆	陸軍大佐	東京
松山　光治	海軍少将	神奈川
三沢興一郎	新鋭大衆党支部総務	秋田
三浦友三郎	海軍少将	東京
宮川　清三	陸軍中将	千葉
宮治民三郎	海軍少将	千葉
宮里　秀徳	海軍中将	千葉
宮沢斎四郎	陸軍少将	東京
門馬　啓吾	〃	東京
森　徳治	海軍少将	千葉
元吉慶四郎	陸軍（医）少将	東京
村井　熊太	陸軍（主）少将	東京
村井　敏男	陸軍中将	千葉
村治　勝	〃	東京
村上　竹夫	海軍少将	東京
永井八津次	陸軍少将	神奈川
長尾吉五郎	〃	東京
中井　重義	憲兵大佐	東京
中島　千尋	陸軍少将	東京
中島藤太郎	海軍少将	東京
中西　良介	陸軍中将	東京
中岡　彌高	〃、瑞穂クラブ理事	東京
中山　貞武	陸軍少将	東京
南部　寅吉	陸軍中将	東京
成瀬　正二	海軍（技）少将、翼賛政治体制協議会構成員	群馬
新原貞治郎	陸軍少将	滋賀
仁村　俊	陸軍（主）中将、中支那軍票交換委員長等	埼玉
西原　貢	陸軍少将	兵庫
西村金三郎	海軍中将	東京
西尾　秀彦	海軍少将	広島
西岡喜一郎	〃	香川
西岡　茂泰	〃	香川
丹羽　勇	陸軍少将	東京
野田　耕造	海軍少将	東京
野本　為輝	陸軍少将	東京
野村　健三	海軍少将	東京
大寺　量吉	海軍少将	東京
大江　亮一	陸軍中将	東京
大賀　茂	〃	神奈川
尾川　勘治	陸軍大佐	東京
大越　兼二	憲兵大佐	東京
岡　新	海軍中将	福岡
岡　卯三郎	陸軍少将	東京
岡本　春三	〃	東京
岡本　忠雄	〃	神奈川
大木　堅造	陸軍少将	和歌山
沖津　正巳	陸軍大尉、陸軍特務機関	熊本
奥　信夫	陸軍少将	福岡
大松沢文平	海軍（主）中将	東京
大村亀太郎	陸軍少将	東京
大村　利嘉	陸軍大佐	東京
大西　次郎	海軍少将	東京
大野　一郎	海軍中将	神奈川
大野　宣明	陸軍少将	東京
小野寺　信	〃	東京
折田　正男	陸軍大佐	大阪
大須賀都美次	海軍（医）中将	東京
太田垣国三郎	海軍中将	東京
大塚　武夫	陸軍（医）少将	東京

毎日文庫

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

大八木静雄　海軍（技）少将　埼玉
尾崎茂夫　陸軍少尉、陸軍特務機関　和歌山
斎藤順作　陸軍（医）少将　宮城
斎藤真六郎　海軍（技）中将　東京
斎藤春三　陸軍少将　京都
斎藤恒　陸軍中将　宮城
坂戸亘孝　〃　千葉
坂上富平　海軍少将　東京
榊田圭蔵　陸軍少将　東京
坂本佐太郎　海軍（薬）少将　東京
作間喬宣　陸軍少将　神奈川
桜井源之助　陸軍少将　千葉
佐野嘉未　海軍（主）少将　神奈川
猿谷吉太郎　陸軍中将　東京
佐々木博　陸軍少将　神奈川
佐藤信亮　陸軍少将　東京
清家武夫　陸軍大佐　宮城
千田恒　陸軍（医）少将　東京
妹尾知之　海軍中将　山口
渋谷隆太郎　〃、水交社理事　東京
志賀剛二　陸軍少将　宮城
志摩清英　海軍中将　宮崎
島田省三　陸軍中将　新潟
島田清　海軍（法）中将　東京
島本正一　陸軍中将、興亜同盟理事、大和報国運動本部役員　東京
清水辰夫　海軍（薬）少将　東京
清水喜重　陸軍中将　東京
白井頼吉　海軍（技）少将　京都
白石万隆　海軍中将、海運報国団理事　東京
庄野平左衛門　海軍少佐、瑞穂クラブ女部理事、翼壮団長、郷軍分会長　福岡
菅井斌麿　陸軍少将、日本婦人会理事　神奈川
助川静二　陸軍少将　東京
住吉正　〃　広島
須山義憲　憲兵少尉　愛媛
鈴木長蔵　海軍少将　山口
鈴木常治　海軍（主）少将　山形
田部聖　陸軍少将　東京
田原邦三　海軍少将　神奈川
高田利種　〃　東京
高橋四郎　海軍（主）中将　大分
高橋為一郎　陸軍少将　東京
高間完　海軍中将　神奈川

高崎親輝　海軍少将　東京
高山信武　陸軍大佐　千葉
竹岡健治　海軍少将　東京
竹内善次　陸軍少将　東京
玉田政助　陸軍（医）少将　宮城
玉虫雄蔵　海軍（技）中将　東京
田村英　海軍（薬）少将　京都
田中伊蔵　陸軍少将　宮城
田中実　憲兵少尉　千葉
田中盛秀　陸軍中将　東京
田中信男　陸軍少将　東京
谷田勇　海軍（薬）少将　東京
寺岡謹平　陸軍少将　神奈川
都丸俊男　海軍（主）少将　千葉
富家光雄　海軍少将　神奈川
鳥山祐蔵　陸軍少将　東京
土屋篤　〃　東京
土屋栄　〃　神奈川
津田美武　陸軍中将　宮城
恒吉秀雄　〃　宮城
角田政之助　〃　東京
塘真策　〃　山口
都築正男　海軍（医）少将　東京
上田利治郎　海軍中将、義勇財団海防義会理事長　東京
上田良武　〃　東京
上原義雄　海軍少将　東京
宇川済　海軍中将　神奈川
鵜池六蔵　陸軍少将　東京
梅津喜一　〃　宮城
浦野角造　〃　東京
渡辺伊三郎　〃　東京
渡辺実三　陸軍中将、時局協議会世話人等　東京
山田佐助　〃　東京
山田正興　海軍少将　東京
山田定義　海軍中将　東京
山口有光　陸軍大佐　東京
山口次平　海軍少将、海軍特務部　東京
山口実　〃　東京
山口武三郎　陸軍大佐　東京
山口徳次郎　海軍（技）少将　東京
山川良三　陸軍少将　東京
山森亀之助　海軍少将　東京
山本開蔵　海軍（技）中将　東京
山本善雄　〃　東京
山内豊中　〃　神奈川
柳成利　陸軍少将　東京

柳原博光　海軍中将　東京
矢代昭矩　陸軍少佐、陸軍特務機関　神奈川
八代準　海軍（技）少将　東京
横井忠道　陸軍少将　東京
横井忠雄　海軍少将　東京
横見補一　海軍（主）少将　東京
横山彦六　陸軍中将　東京
横山伊三郎　陸軍少将　東京
横山宗市　陸軍（獣）少将　千葉
横山菅雄　海軍少将　高知
吉富安正　陸軍少将　佐賀
吉武徳三　〃　福岡
油谷堅蔵　海軍少将　神奈川
足立政雄　憲兵准尉　兵庫
秋山鹿治　〃　山梨
雨宮長治　〃　山口
青柳利陳　〃　栃木
在沢繁雄　〃　石川
有富克彌　〃　岡山
藤田秀夫　〃　三重
藤井辰太郎　〃　三重
福田重義　〃　岡山
土居宏　〃　秋田
江島秀男　〃　福岡
浜西栄吉　〃　高知
浜口敏一　〃　三重
福竹秋太　〃　富山
馬場鼎　〃　岡山
出谷文雄　〃　群馬
平井勝　〃　佐賀
久富実　〃　三重
本田四郎　〃　三重
堀内三郎　〃　岡山
五十嵐幸三郎　〃　岡山
池田庄平　〃　長野
池田進　憲兵兵長　広島
稲田教一　憲兵准尉　石川
稲上久市　〃　福岡
石田善作　憲兵軍曹　福岡
亀井清正　〃　長崎
金田清美　〃　大分
金田豊吉　〃　大分

片淵辰次郎　憲兵上等兵　佐賀
加藤丈次郎（旧姓広田）　〃　三重
加藤昇造　憲兵准尉　広島
加藤猶三郎　〃　福島
茅納藤吉　〃　石川
木村勝治郎　〃　群馬
北越春雄　〃　三重
小林治朝　〃　群馬
小島彰　〃　群馬
古賀政雄　〃　佐賀
小寺弘　〃　岡山
甲田勇　〃　群馬
小谷大三　〃　群馬
倉内円造　〃　福島
倉賀野勝治　〃　三重
倉橋守保　〃　三重
蔵本友四郎　〃　岡山
丸茂作次　〃　青森
松宮一二　〃　三重
松永豊雄　〃　佐賀
三船重夫　〃　岡山
三黒江照正　〃　岡山
宮沢清美　〃　長野
溝口弘人　〃　長野
森木真美　〃　広島
村島太一　〃　石川
長川孝夫　憲兵上等兵　岡山
中田改治　憲兵准尉　岡山
中田祐一　〃　岡山
中村大次　〃　新潟
中村稲夫　〃　岡山
中村直成　〃　長崎
中沢清作　〃　長野
滑秀男　〃　広島
大西義男　憲兵上等兵　長野
小野茂樹　〃　岡山
大崎一人　憲兵准尉　大分
大竹四郎　〃　大分
大塚治郎　〃　岡山
小川信夫　〃　岡山
尾形二郎　〃　山形
温品芳太　〃　山口
野口国夫　〃　山口
野口正　〃　岡山
大久保利光　〃　群馬
中村直成　〃　長崎
稲夫　〃　岡山
大次　〃　新潟
田中祐一　〃　岡山
田改治　〃　岡山
長川孝夫　〃　岡山
村島太一　〃　石川
森木真美　〃　福島
溝口弘人　〃　長野
宮沢清美　〃　長野
三黒江照正　〃　岡山
三船重夫　〃　岡山
松永豊雄　〃　佐賀
松宮一二　〃　三重
丸茂作次　〃　群馬
真鍋定雄　〃　愛媛
蒔田荒猪　〃　群馬
町田大三郎　〃　群馬
真部清一　〃　福島
草川秀章　〃　三重
黒田信太郎　〃　三重
倉内円造　〃　青森
蔵本友四郎　〃　岡山
倉橋守保　〃　神奈川
倉賀野勝治　〃　群馬
小谷大三　〃　福島
小島彰　〃　大阪
古賀政雄　〃　佐賀
小寺弘　〃　岡山
甲田勇　〃　群馬
小林治朝　〃　群馬
北越春雄　〃　三重
木村勝治郎　〃　群馬
茅納藤吉　〃　石川
加藤猶三郎　〃　福島
加藤昇造　憲兵准尉　広島
斎藤敏一　〃　佐賀
酒井良喜　〃　三重
坂本義之　〃　岡山
桜田新蔵　〃　岡山
関井昌蔵　〃　福島
関森虎治　〃　石川
妹尾政清　〃　群馬
妹尾保　〃　三重
世良章　〃　群馬
瀬戸喜三郎　〃　群馬
島貫良次　〃　岡山
清水豊　〃　佐賀
下田清徳　〃　大阪
下山友江　〃　福島
篠川恒夫　〃　群馬
白石参朗　〃　神奈川
白瀬国夫　〃　岡山
須藤宇一　〃　三重
須藤鈔　〃　三重
菅原隆雄　〃　福島
杉山義雄　〃　群馬
杉原茂　〃　群馬
高山昌明（旧名栄三）　〃　佐賀
高柴秀雄　〃　三重
高梨三喜　〃　群馬
高橋尚　〃　愛媛
田口克己　〃　群馬
田中甲子　〃　岡山
谷本重雄　〃　岡山
寺内清　憲兵曹長　長野
富田悦造　憲兵准尉　広島
辻田初男　〃　石川
月川勇三　〃　岡山
角田正美　〃　岡山
内山清己　〃　岡山
梅田隆　〃　福岡
浦中勇男　憲兵軍曹　長崎
渡辺伊八　憲兵准尉　佐賀
渡辺治作　〃　福岡
矢加部宗太郎　〃　福岡
山田英雄　〃　福岡
山田捨治　〃　福島
山岸克己　〃　福島
山本明男　〃　福島
山本栄　〃　福島
山下改一　憲兵兵長　長崎
横溝清二　憲兵准尉　東京
安原宗八　〃　京都
吉田徳助　〃　長崎
吉村達雄　〃　石川
斎藤敏一　〃　福島
酒井良喜　〃　福岡
坂本義之　〃　兵庫
桜田新蔵　〃　福岡
関森虎治　〃　福島
妹尾政清　〃　福島
妹尾保　〃　福島
世良章　〃　長崎
瀬戸喜三郎　〃　福島
島貫良次　〃　福島
清水豊　〃　東京
下田清徳　〃　長崎
下山友江　〃　石川
篠川恒夫　〃　福島
白石参朗　〃　兵庫
白瀬国夫　〃　佐賀
須藤宇一　〃　神奈川
須藤鈔　〃　富山
菅原隆雄　〃　広島
杉山義雄　〃　福島
杉原茂　〃　福島
高山昌明（旧名栄三）　〃　山手
高柴秀雄　〃　山口
高梨三喜　〃　山口
高橋尚　〃　山口
田口克己　〃　山口
田中甲子　〃　岡山
谷本重雄　〃　岡山
寺内清　憲兵曹長　岩手
富田悦造　憲兵准尉　群馬
辻田初男　〃　神奈川
月川勇三　〃　兵庫
角田正美　〃　愛媛
内山清己　〃　佐賀
梅田隆　〃　群馬
浦中勇男　憲兵軍曹　長崎
渡辺伊八　憲兵准尉　北海道
渡辺治作　〃　山形
矢加部宗太郎　〃　富山
山田英雄　〃　山口
山田捨治　〃　山口
山岸克己　〃　岡山
山本明男　〃　岡山
山本栄　〃　長野
山下改一　憲兵兵長　宮城
横溝清二　憲兵准尉　秋田
安原宗八　〃　石川
吉田徳助　〃　東京
吉村達雄　〃　京都

印刷庁

昭27. 3. 11.

官報

号外（物価第七号）

告示

◎物価庁告示第十三号

昭和二十四年七月二十八日物三第五百八十六号をもつて告示にかえて通知した（麻類の弗建輸入価格及び輸入諸掛の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十七年三月十一日

物価庁長官　周東　英雄

正誤

昭和二十七年二月二十七日官報号外（物価第五号）電気通信省物価庁告示第三号（国際電報料金表の一部改正）中「exchusive」は「exclusive」の誤り。

電気通信省官報報告主任

法務府公告

○押収物還付公告

佐賀区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第一七八五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　九百七十八円

○同領第一七八八号（同）

一、同　六百五十二円

○同領第一七八九号（同）

一、同　一千一百九十八円

○同領第一七九〇号（同）

一、同　八百八十三円

○同領第一七九一号（同）

一、同　七百五十四円六十五銭

○同領第一七九二号（同）

一、同　四百二十円

宇都宮区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年保第一二七八号（被疑者岡谷啓作食糧管理法違反事件）

一、換価金　四十五円十六銭

○昭和二十六年領第一七八五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　九百七十八円

○同領第一七八八号（同）

一、同　六百五十二円

○同領第一七八九号（同）

一、同　一千一百九十八円

○同領第一七九〇号（同）

一、同　八百八十三円

○同領第一七九一号（同）

一、同　七百五十四円六十五銭

○同領第一七九二号（同）

一、同　四百二十円

○昭和二十六年領第八九一号（渡辺光一外一名窃盗事件）

一、中古自転車　一台

○同領第一三三五号（大原とし子酒税法違反事件）

一、一斗壺　一個

二、同　一個

○同領第一一八号（竹内和子食糧管理法違反事件）

一、換価金　二百十円九十八銭

○同領第一二五五号（相沢三郎同）

一、同　千五百六十円

○昭和二十五年保第一八一五号（榎本キミ同）

一、同　百三十九円二十六銭

○昭和二十四年宇都宮税務署保管のもの（朴尚福酒税法違反事件）

一、濁酒　一石

二、五斗桶　七本

三、蒸溜器　一式

十、ジャカン　一個

十一、大釜　一個

十二、焼酎九升五合在中一斗壜　一本

十三、焼酎一斗在中一斗壜　一本

十四、焼酎五合在中一斗壜　一本

十五、一斗壜　一本

十六、ジョーゴ大　一個

十七、ジョーゴ小　一個

十八、ゴム管　二本

十九、酵母・四袋

防府区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第八号（金子勇窃盗事件）

一、ドライバー　二本

二、布団袋　一枚

三、トランク　一個

四、軍手　片足

五、藁草履　一足

六、風呂敷　一枚

大洲区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第六〇号（平野武治食糧管理法違反事件）

一、米等　換価金　四百九十四円五銭

○昭和二十六年押第九一号（高須賀久子たばこ専売法違反事件）

一、立会封金　二千二百円

三条区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年領第三四一号（佐藤三郎窃盗事件）

一、海老茶地霄栖模様財布　一個

○同領第三四二号（江原ウメノ同）

一、子供用湯上りタオル　一枚

飯田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二四四号（佐藤久雄外六名賭博事件）

一、現金　五百八十円

二、現金　三千七百三十円

岐阜地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年押第四〇七号（魚住利武窃盗被疑事件）

一、晴雨兼用合オーバー　一着

○昭和二十六年押第八〇〇号（黄致烈同）

二、小型懐中電燈　一個

三、ナイフ　一丁

四、男物麻色古ズボン　一本

五、ゴム靴　一足

○同押第一六八二号（木本昌光賭博被疑事件）

一、立会封金　現金一千円（但百円札一〇枚）

○同押第一八一九号（被疑者不明食糧管理法違反被疑事件）

一、精米　換価金　一千三十二円

二、同　二千三百八十九円

三、風呂敷　七枚

四、布袋　一一枚

五、紙袋　三枚

六、手提袋　一枚

○同押第一八二一号（同）

一、精米　換価金　五千七百二円

二、同　四百五十円

三、風呂敷　七枚

四、布袋　二枚

五、紙袋　二枚

六、手提袋　一枚

○同押第一八三一号（朝鮮人某酒税法違反被疑事件）

一、一石三斗入桶　換価金　二百円

三、四斗桶　同　一百円

七、三石入桶　同　二百円

九、一升びん　同　二十円

足尾区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年領第一四号（駒場進贈賄事件）

一、保管金　一千円

○昭和二十三年領第一五号（倉持直平物価統制令違反事件）

一、換価金　一千十九円三十銭

○昭和二十四年領第二〇号（不詳食糧管理法違反事件）

一、同　五百四十五円九十九銭

リックサック　一個

二、ボール箱　一個

○昭和二十六年領第一五号（白井キヨ同）

一、換価金　五百五十三円

○同領第一六号（山本とめ同）

一、同　五百七十円

加計区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二八号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、換価金　四百十五円

○同押第二九号（同）

一、同　五百八十九円

○同押第三〇号（同）

一、同　四百二十一円

○同第七五九号（劉昌列同）

一、同　六百円

○同第六三八号（山本庄吉同）

一、同　二百九十円

○同第六〇五号（大山一郎同）

一、同　九十円

○同第五四六号（金山貞吉同）

一、同　二百七十六円

○同第七一七号（存在根同）

一、同　九百六円

○同第五二五号（安田一郎同）

一、同　千二百円

○同第六三九号（竹田清治郎同）

一、同　三百七十五円

○同第五三三号（金在一同）

一、同　千五百六十円

○同第七九一号（千万年同）

一、同　百六十円

○昭和二十五年第一九七九号（氏名不詳同）

一、同　三百円

○同第一九八八号（中村俊雄同）

一、同　五百四十円

○昭和二十六年第二号（朴性二同）

一、同　二百円

○同第三二六号（李夢金同）

一、同　九百円

○同第三二五号（林春夏同）

一、同　百二十三円

○昭和二十五年第一二六七号（朴泰穆同）

一、同　五百二十二円

○昭和二十六年第七五九号（劉興烈同）

一、同　五千四百三十三円

○同第七五八号（権周鉉同）

一、同　七百五十七円

○同第九八七号（中村俊夫同）

一、同　千二百七十二円

○同第九八八号（蓮山泰康同）

一、同　千六百八十八円

○同第五二〇号（金鳳蘭同）

一、同　三千二百十一円

○同第六四四号（韓滝得同）

一、同　三千四百四十一円

○同第五三三号（岩崎正晴同）

一、同　四千五百円

○同第五三四号（金寿一同）

一、同　千百七十円

○同第五四〇号（鄭明達同）

一、同　三十五円

○同第七六一号（金守用同）

一、同　九百四十円

○同第九七〇号（李夢金同）

一、同　六千六十一円

○同第九二〇号（山田一郎同）

一、同　四百円

高田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年第五三三号（岩崎正晴酒税法違反事件）

一、換価金　二百五円

○同第七九一号（千万年同）

一、同　二百円

○同第六四五号（白川岩治同）

一、同　五千七百二円

○同第七三八号（蓑原文吉同）

一、同　千六百六十五円

○昭和二十五年第一九八九号（朴興煥同）

一、同　千二百円

○同押第七六三号（大島正次郎窃盗事件）

五、男物紺がすり　一枚

六、単衣　一枚

七、黒帯　一本

八、大豆　六升

一〇、白ズック靴　一足

一一、風呂敷包　一ケ

○昭和二十五年押第一五八五号（梅山良雄強盗強姦事件）

四、白ワイシャツ　一枚

五、懐中電燈　一ケ

岩内区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第七四号（乗田専一外二名賭博事件）

二、現金　五円

三、同　十円

四、同　百七十円

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

物価号外

昭27. 3. 11.

○同押第一三四号（三浦三三食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百九十八円二十銭
○同押第一七一号（金仁南臨時物資需給調整法違反事件）
二、ゴム長靴　十一文半　四足
二、同　十一文半　七足
四、同　十文　一足
三、同　九文半　四足
六、同　八文半　二足
七、同　八文　二足
八、同　七文半　十二足
九、同　七文　十八足
一〇、同　二十五足
○昭和二十五年押第一一号（川地徳次郎同）
一、ゴム長靴　十文
二、同　十文半　三足
三、同　十一文半　十四足
四、同　十一文　六足
○昭和二十六年押第五二号（佐藤正蔵）
一、食糧管理法違反事件）
二、千八百十三円七十銭
○同押第五三号（木村国五郎同）
一、換価金　二千八百八十八円四十銭
○同押第七四号（氏名不詳同）
一、換価金　三千二円五十銭
二、リュックサック　一個
三、布袋　一枚
四、風呂敷　二枚
○昭和二十七年押第二号（同）
一、換価金　八百四十円七十銭

札幌地方検察庁岩内支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第九九号（柳館淑子窃盗事件）
一、サンダル　一足
二、杳下　一足
三、腕輪　一
四、質札　一
五、サンダル　一足
六、ロケット　一
七、腕輪　一
八、首飾　一
九、沓下　一足
○昭和二十五年押第一九号（三浦勇男外二名恐喝事件）
一、背広服上衣　一
二、ズボン　一
○同押第三三号（藤巻孝蔡窃盗事件）
一、黒革財布　一
二、軍手袋　一双
○同押第八六号（同）
一、毛布　一
二、風呂敷　一

○同押第一三号（伊藤寛砂子同）
一、ユカタ地　一反
○同押第一〇七号（高浜清治外二名食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千五百三十三円
○同押第一〇九号（伊藤寛砂子窃盗事件）
一、ゴム短靴　一足
二、蝟人用短靴　一足
三、ときネル生地　一ヤール
四、羽織人用ゴム短靴　二足
○同押第一〇号（同）
一、夜具寒地　一反
二、綿ボプリン　二ヤール
三、ファイバー布地　一ヤール

須賀川区検察庁
左記押収物により公告する。
九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第九一号より同領第二〇三号まで（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　五九三枚
二、木綿袋　一〇枚
三、トランク　五個
四、紙袋　二七二枚
五、革製鞄　二個
六、布袋　九〇個
七、リュックサック　一個
八、手提　二七個
九、ポストンバック　六個
一〇、雑のう　二個
一一、弁当箱　二五個
一二、手提籠　一個
一三、飯盒　一六個
一四、麻袋　四五枚
一五、防寒面覆　一個
一六、手提革鞄　一個
一七、急救袋　一個
一八、セメン袋　二枚
一九、皿　四枚
二〇、襟巻　一枚
二一、ボール箱　八個
二二、木口手提　一
二三、オーバー　一着
二四、洗面具　一式
二五、天幕　一
二六、雨具　一枚
二七、帯　三本
二八、割烹着　一本
二九、一升瓶　一
三〇、手袋　二双
三一、上衣　二着
三二、本箱　一
三三、本箱　一個

○同押第一七号（高浜清治外二名食糧管理法違反事件）
○同押第一〇九号（伊藤寛砂子窃盗事件）
一、石油かん　一着
二、外被　一着
三、背負籠　一個
四、換価金合計　四十五万四千八百九十四円
五、紙袋　一枚
六、風呂敷　一枚
七、背負籠　一個
八、リュックサック　一個
九、換価金　一万七千七十九円
一〇、同領第二三九号（同）
一一、換価金　二万五千三十三円
一二、風呂敷　五枚
一三、紙袋　九枚
一四、布袋　四枚
一五、換価金　一万一千八円
一六、同領第二四二号（同）
一七、換価金　二枚
○昭和二十五年押第四四三号（小沼万外二名窃盗被告事件）
一、セメント袋　一枚
二、紙袋　三枚
三、布袋　四枚
四、風呂敷　二枚
五、手袋　一双
六、鉛筆　一本
七、賭銭　千五百円
八、告事件）
○同押第二号（後藤武松外八名賭博被
一、茶色ゼロード帽子　一個
二、白木綿手袋　片方

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年押第七二二号（寺尾志郎同）
一、紺色布袋　一
二、風呂敷　一
三、同押第七二八号（小玉信太郎同）
○昭和二十四年押第六二一六号（高木芳同）
一、現金　二三三四円
○同押第一一八二号（平山熊次郎横領事件）
一、モンキースパナ　一
二、黒スキー帽　一
三、現金　一七〇〇円
○昭和二十五年押第九七一号（岡崎剛傷害事件）
一、匕首　一
○同押第一一九五号（池尻礎詐欺事件）
一、請求書　二
二、貨物通知書　二
三、貨物運賃諸計算表　三
四、仮証　一
五、電報（池尻が発信したもの）　一
六、明細表　一
○同押第一二九号（川崎幸守窃盗事件）
一、西洋手拭　一本
○昭和二十六年押第二〇七号（鴨原正美強盗事件）
一、出刃包丁　一
○同押第六二号（金正水酒税法違反事件）
一、水枕　一
二、換価金（焼酎）　五二円
○同押第六三号（山麦血同）
一、水枕　一
二、換価金　一
○同押第八四三号（福永和正窃盗事件）
一、換価金（焼酎）　六五円
二、財布（茶褐色）　一
三、背広上衣（豚皮製二つ折）　一
四、ネクタイ　一
五、ネッカチーフ　一
六、煙草ケース　一
七、ハンカチ　一
八、鉄小刀　一
九、歯ブラシ　一
一〇、現金　三五三円

○同押第九三一号（卓次二同）
一、教科書　一冊
○同押第一七〇号（川木昭夫食糧管理法違反事件）
一、換価金（玄米）　一
○同押第一六二号（隅元鉄郎同）
二、袋　五枚
○昭和二十六年裁押第五号（北村義夫窃盗事件）
一、釣抜　一
○同裁押第三六号（安元基同）
一、軍手袋　一双
二、小型懐中電燈　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第一六七四号（金琪玉酒税法違反事件）
一、斗量助等　換価金　一千四百六十九円（但津山税務署保管中）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第四三号（盛岡政雄窃盗事件）
一、黒ラシャ二重廻シ　一枚
二、カーキ色作業衣　一枚
三、仙台平袴　一枚
四、ネズミ色縞背広洋服上下　一着

岡山地方検察庁津山支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第六九号（尾上満子食糧管理法違反事件）
一、受領書　一

岡山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年押第一八五九号（新原庄蔵窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
○昭和二十五年押第一一三五号（岡田啓同）
一、金切鋸　一
二、タオル　一
○同押第一四四七号（杉本速同）
一、懐中電池　一
二、鉄ハール　一
三、ドライバー　一
四、手袋　一
五、風呂敷　一
六、○同押第二一〇四号（森常次郎同）
一、社会思想入門　三
二、唯物史観講話　一

○同押第二二七号（同）
一、換価金（玄米）　四五〇円
○同押第一二九号（同）
一、換価金（玄米）　六六八円
○同押第一二〇六号（同）
一、換価金（玄米）　五〇五円
○同押第一二〇四号（同）
一、換価金（玄米）　八〇四円
○同押第一二〇八号（毛利良造窃盗事件）
一、鋼線　一二〇匁
○同押第一二六九号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金（玄米）　三、一一五円
二、青色風呂敷　一
三、袋　一
四、リュックサック　一

○同押第一三一九号（同）
一、換価金（精米）　二八七円
○同押第一三〇九号（同）
一、布袋　六
二、風呂敷　四
三、顆瀧　一
○同押第一三〇号（同）
一、換価金（玄米）　二、〇一五円
○同押第一三一号（同）
一、布袋　四
二、風呂敷　四
○同押第一三五一号（同）
一、換価金（玄米）　九七五円
○同押第一三五二号（同）
一、換価金（玄米）　一三一円
○同押第一三六〇号（同）
一、換価金（玄米）　五七九円
○同押第一三六一号（同）
一、風呂敷　二
二、木綿袋　二
三、布袋　三
○同押第一三六六号（同）
一、換価金（精米）　八、四五七円
○同押第一三六八号（同）
一、風呂敷等　八
二、換価金（精米）　五、〇三八円
○同押第一三九二号（同）
一、布袋　三
二、風呂敷等　四
○同押第一三九三号（同）
一、換価金（玄米）　六、二八三円
○同押第一三九五号（同）
一、換価金（玄米）　三七六円
○同押第一三九六号（同）
一、風呂敷等　四
二、換価金（精米）　三、四四二円
○同押第一三九八号（同）
一、換価金（玄米）　六、六一〇円
○同押第一三九九号（同）
一、換価金（精米）　九、七四一円
○同押第一四〇〇号（同）
一、換価金（精米）　三、三五六円
○同押第一四〇一号（同）
一、換価金（精米）　九、七四一円
○同押第一四〇二号（同）
一、換価金（精米）　三、三五六円
○同押第一四〇三号（同）
一、換価金（玄米）　七、〇五一円
○同押第一四〇四号（同）
一、換価金（精米）　一一、三五九円

○同押第一四二九号（同）
一、換価金（玄米）　二、二五〇円
○同押第一四〇五号（同）
一、換価金（玄米）　五五九円
○同押第一四〇六号（同）
一、換価金（玄米）　七九七円
○同押第一四〇八号（同）
一、換価金（玄米）　一、七九七円
○同押第一四五九号（同）
一、換価金（玄米）　二一九円
○同押第一四六〇号（今井節夫横領事件）
一、千円札　一
二、領収書　一

熊本区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年保第九四七号（浦田ます食糧管理法違反事件）
○昭和二十四年保第一四八九号（村上輝夫同）
一、換価金　二百十六円七銭
○同保第一四一一号（宇佐美剛同）
一、同保第一九二号（宇佐美剛同）
二、同保第二千百五十五円二十銭
○同保第二五三二号（高辰範同）
一、同保第六百五十八円十銭
○同保第二八九八号（塚本良一同）
一、同保第二百八十三円十銭
○同保第三三七一号（小山一之同）
一、同保第九百四十四円内（小山一之の分）
七十六銭
○昭和二十五年保第七六六号（山隈チヨ子同）
一、同保第一二〇一号（安藤学同）
二、同保第一五三二号（池田源静同）
○同保第一八八九号（非上明窃盗事件）
一、同保第一九一四号（大津明食糧管理法違反事件）
二、同保第一九六〇号（村上ミサオ同）
○同保第一千四百四十円
一、同保第一九六〇号（村上ミサオ同）
二、同保第二〇〇五号（浜崎キヨ同）
○同保第二〇三七号（五島貞六郎同）
一、同保第二〇三七号（五島貞六郎同）
五百四十七円五十銭

○同押第三二一号（同）
○同押第三三二号（同）
○同押第三三三号（同）
○同押第三三三号（同）

岡山地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十三年押第七二二号（寺尾志郎窃盗事件）
○昭和二十四年押第六二一六号（高木芳リュックサック　一
○同押第七二八号（小玉信太郎同）
○昭和二十四年押第六二一六号（高木芳革鞄　一
○同押第一一八二号（平山熊次郎横領事件）
一、現金　二三三四円
○同押第一一八二号（平山熊次郎横領事件）
一、モンキースパナ　一
二、黒スキー帽　一
三、現金　一七〇〇円
○昭和二十五年押第九七一号（岡崎剛傷害事件）
一、匕首　一
○同押第一一九五号（池尻礎詐欺事件）
一、請求書　二
二、貨物通知書　二
三、貨物運賃諸計算表　三
四、仮証　一
五、電報（池尻が発信したもの）　一

物価号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○昭和二十六年保第七五号（横町光枝同）
一、同　八百五円
○同領第四〇七号（久保田敦男同）
一、同　八百六十三円
○同領第四二二号（長原鶴雄同）
一、同　五千六百七十二円
○同領第四二六号（川端林蔵同）
一、同　八百五十六円
○同領第四二九号（永野達雄同）
一、同　一千三百十四円
○同領第四五〇号（石川静乃同）
一、同　一千九十六円十銭
○同領第五九四号（中沢栄一同）
一、同　一千二百三十九円
○同領第七五八号（川野輝男同）
一、同　六百六十八円
○同領第七九八号（赤星トシエ同）
一、同　八百八十円
○同領第一〇〇六号（高崎洋子同）
一、同　一千百九十一円
○同領第一〇〇七号（川村良子同）
一、同　一千百九十一円
○同領第一九九号（中川工同）
一、同　一千三百五十八円
○同領第一二三九号（古野菊枝同）
一、同　一千八百四十四円
○同領第一二四〇号（高田菊枝同）
一、同　四百四十三円
○同領第二〇五号（中山松之助窃盗事件）
九、鉛筆　一本
十四、家庭大医典　一冊
○同領第二三二号（金永錫同）
十、女物チリメン長襦袢　一枚
十一、男物黒ラシヤ背広上衣　一枚
十二、男物黒色ズボン　一枚
○同領第三八五号（税所律子同）
二、主要食糧購入通帳　一通
三、砂糖購入通帳　一通
四、ナッパ服　一枚
五、ズボン　一枚
六、地下足袋　一足
七、風呂敷　二枚
八、物資購入通帳　五枚
九、靴下袋　一枚
○同領第八五六号（平山早稲穂外一名横領事件）
一、売渡証書　一枚
○同領第一二九九号（橋本きみえ窃盗事件）
七、立会封金　三百円
八、同　五十円
九、同　一円
十、手提袋　一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
輪島区検察庁
○昭和二十六年押第一〇五号（坂本いさを食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　六百三十五円
○同押第一一二号（不明同）
一、同　六百六十九円
二、布袋　二枚
三、ボール紙箱　一箇
○同押第一一五号（同）
一、米　換価金　三千十円
二、リュックサック　一箇
三、南京袋　二枚
四、雑誌　一冊
○同押第一二二号（同）
一、米　換価金　五百二円
○同押第二三一号（同）
一、同　千二百三十円
○同押第二四〇号（同）
一、同　千三百三十六円
○同押第二六一号（同）
一、同　九百十八円
二、同　六百六十四円
○同押第二六二号（同）
一、同　九百二円
二、同　六百六十四円
○同押第二六三号（同）
一、同　七百六十九円
二、同　六百六十四円
○同押第二六四号（同）
一、同　九百五円
二、同　六百六十四円
糸魚川区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年第二七七号（犯人不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百九十八円八十五銭
○同第二七八号（同）
一、同　九百九十三円四十七銭
○同第二七九号（同）
一、同　千百八十二円七十銭
○同第二八〇号（同）
一、同　千百八十二円七十銭
○同第二八一号（犯人不詳食糧管理法違反事件）
一、同　六百六十七円三十銭
○同第二八二号（同）
一、同　九百十円
高山区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第二七二号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、粳精米　換価金　千五百四円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第二七三号（同）
一、粳精米　換価金　千六百四十九円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第二七四号（同）
一、粳精米　換価金　千六百四十九円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同第二七五号（同）
一、粳精米　換価金　千六百四十九円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第二七六号（同）
一、粳精米　換価金　八百三十九円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第二七七号（同）
一、粳精米　換価金　八百二十七円
二、布袋　一枚
三、人絹風呂敷　一個
四、手提籠　一個
○同第二七八号（同）
一、粳精米　換価金　千五十三円
二、紙袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第三〇八号（同）
一、粳精米　換価金　千四十一円
二、布袋　一枚
三、ボール紙箱　一個
○同第三〇九号（同）
一、粳精米　換価金　千七百三十六円
二、紙袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同押第三一〇号（同）
一、粳精米　換価金　千六百四十九円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
四、蔬　一枚
○同第三一一号（同）
一、粳精米　換価金　千六百十八円
二、木綿風呂敷　一枚
三、一斗罐　一個
○同第三一二号（同）
一、粳精米　換価金　千六百三十一円
二、布袋　一枚
三、リックサック　一個
四、ボール箱　一個
○同押第三一三号（同）
一、粳精米　換価金　七百九十八円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第三一四号（同）
一、粳精米　換価金　千二百十五円
二、布袋　一枚
三、木綿風呂敷　一枚

○同第三一五号（同）
一、粳精米　換価金　千二百十五円
二、布袋　二枚
三、木綿風呂敷　一枚
○同第二二四号（川本きみ同）
一、粳精米　換価金　三百八十三円
二、布袋　一枚
三、人絹風呂敷　一枚
○同第八三号（袖村秀造詐欺事件）
一、名刺　一枚
○同第七一号（二村檢遺失物横領事件）
一、狸皮巻　一筋
○同第一六四号（近藤留吉恐喝事件）
一、領収書　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
赤湯区検察庁
○昭和二十六年押第三一七号（山木正信食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　九百三十円
○同押第三一八号（今野チヨ子同）
一、同　八百七十二円
○同押第三一九号（遠藤正子同）
一、同　千二百二十一円
○同押第三二〇号（東正雄同）
一、同　七百十八円
○同押第三二一号（不明同）
一、同　千三百三十四円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　一枚
四、果物籠　一個
○同押第三二二号（野村栄同）
一、米　換価金　八百七十二円
○同押第三二三号（安藤吉之助同）
一、同　八百七十二円
○同押第三二四号（鈴木元雄同）
一、同　九百三十円
○同押第三二五号（鈴木商店同）
一、同　千百六十三円
○同押第三二六号（早川雪子同）
一、同　八百十四円
○同押第三二七号（竹田徳一同）
一、同　千八百二十円
○同押第三二八号（中島敏夫同）
一、同　九百八十四円
○同押第三三〇号（勝見幸吉同）
一、同　五百七十四円
○同押第三〇九号（高橋千代同）
一、同　九百三十円
○同押第三一二号（渋谷利夫同）
一、同　千三百二十五円
○同押第三一六号（川村正男同）
一、同　二千四百九十円六十銭
○同押第三四二号（生方与一住居侵入事件）
一、巻煙草用パイプ　一箇

○同押第三五二号（今野義一食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二千五百八十六円二十銭
○同押第三五三号（八百政商店同）
一、同　三千八百八十六円
○同押第三五四号（時田忠次郎同）
一、同　千二百十八円
○同押第三五五号（市川長太郎同）
一、同　八百七十円
○同押第三五六号（市神隆同）
一、同　九百八十六円
○同押第三五七号（野口広同）
一、同　九百八十六円
○同押第三五八号（戸田清一同）
一、同　八百七十円
○同押第三四八号（氏名不詳同）
一、同　五百八十円
二、布袋　一枚
○同押第三五〇号（斎藤とよ同）
一、同　千百六十円
○同押第三六九号（宗澤すい同）
一、同　九百八十六円
○同押第三七〇号（鈴木新次同）
一、同　八百十二円
○同押第三七一号（遠藤正一同）
一、同　千四十四円
○同押第三七二号（鈴木栄司同）
一、同　九百八十六円
○同押第三七三号（佐藤新一同）
一、同　九百八十六円
○同押第三七四号（田中定次同）
一、同　八百七十円
○同押第三七五号（佐々木ふさえ同）
一、同　八百十二円
○同押第三七六号（木村一郎同）
一、同　八百七十円
○同押第三七七号（川村市郎同）
一、同　八百七十円
○同押第三八五号（鈴木康同）
一、同　八百七十円
○同押第三八六号（村上しげ子同）
一、同　八百七十円
○同押第三八七号（小川信同）
一、同　八百七十円
○同押第三八八号（山本清四同）
一、同　八百七十円
○同押第三八九号（吉田よしる同）
一、同　八百七十円
○同押第三九〇号（佐藤きよる同）
一、同　八百七十円
○同押第三九一号（佐藤良二同）
一、同　七百五十四円
○同押第三九二号（高橋ちよ同）
一、同　二千八十八円

定価　一部　三円（官報本紙謄写には無料添付）
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一　振替東京二〇〇〇　官報課